

昭和二十三年運輸省令第二十九号

港則法施行規則

港則法施行規則を次のように制定する。

目次

第一章 通則（第一条—第二十一条の二）

第二章 各則

第一節 鉤路港（第二十一条の三—第二十一

条の四）

第一節の二 江名港及び中之作港（第二十二

条）

第一節の三 鹿島港（第二十三条・第二十三

条の二）

第一節の四 千葉港（第二十四条）

第二節 京浜港（第二十五条—第二十九条）

第二節の二 名古屋港（第二十九条の二—第

二十九条の三）

第二節の三 四日市港（第二十九条の四・第

二十九条の五）

第二節 阪神港（第三十条—第三十三条）

第三節 の二 水島港（第三十三条の二）

第四節 尾道糸崎港（第三十四条）

第五節 広島港（第三十五条）

第六節 関門港（第三十六条—第四十一条）

第七節 高松港（第四十二条）

第八節 高知港（第四十三条）

第九節 博多港（第四十四条）

第十節 長崎港（第四十五条）

第十一節 佐世保港（第四十六条）

第十二節 細島港（第四十七条・第四十八

条）

第十三節 那覇港（第四十九条・第五十条）

附則 第一章 通則

（入出港の届出）

第一条 港則法（昭和二十三年法律第七十四号。以下「法」という。）第四条の規定による届出は、次の区分により行わなければならぬ。

一 特定港に入港したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した入港届を提出しなければならない。  
イ 船舶の信号符字（信号符字を有しない船舶については、船舶番号。次号において同じ）、名称、種類及び国籍  
ロ 船舶の総トン数  
ハ 船長の氏名並びに船舶の代理人の氏名又は名称及び住所

二 平水区域を航行区域とする船舶

一 総トン数二十トン未満の汽船及び端舟その他のるかいのみをもつて運転し、又は主として運航できるように準備をしなければならない。

二 直前の寄港地	本港の日時及び停泊場所
一 特定港に出港しようとするときは、次に掲げる事項を記載した出港届を提出しなければならない。 イ 船舶の信号符字及び名称 ロ 出港の日時及び次の仕向港 ハ 前号イからハまでに掲げる事項（イに掲げる事項を除く。）のうち同号の入港届を提出した後に変更があつた事項	ト乗組員の数及び旅客の数
二 特定港に入港した場合において出港の日時があらかじめ定まつているときは、前項の届出に代えて、同項第一号及び第二号ロに掲げる事項を記載した入出港届を提出してもよい。	二 特定港内における停泊場所及び一日間に運航又は操業の本拠を有し、当該港内において、漁船として使用されるときは、前三項の届出に代えて、当該一月間にについて、次の各号に掲げる事項を記載した書面を提出してもよい。ただし、当該書面を提出した場合において、当該期間の入出港の実績を記載した書面を提出しなければならない。
三 船舶所有者（船舶所有者以外の者が当該船舶を運航している場合には、その者の）の氏名又は名称及び住所	三 船舶所有者は、当該船舶の事故等によるやむを得ない事情に係る特定港への入港又は特定港からの出港をしようとするときは、第一項から第三項までの届出に代えて、その旨を港長に届け出てもよい。ただし、港長が指定した船舶については、この限りでない。
四 予定する一月間の入出港の日時	四 予定する一月間の入出港の日時

三 航行経路及び当該港内における停泊場所	三 航行経路及び当該港内における停泊場所
一 避難その他船舶の事故等によるやむを得ない事情に係る特定港への入港又は特定港からの出港をしようとするときは、第一項から第三項までの届出に代えて、その旨を港長に届け出てもよい。ただし、港長が指定した船舶については、この限りでない。	一 船舶は、港内においては、次に掲げる場所にみだりにびよう泊又は停留してはならない。（停泊の制限）
二 船舶所有者（船舶所有者以外の者が当該船舶を運航している場合には、その者の）の氏名又は名称及び住所	二 河川、運河その他狭い水路及び船だまりの入口付近
三 航行経路及び当該港内における停泊場所	三 海上保安庁長官は、第一項の報告を受けたとき及び前項の連絡についての必要な事項を定めたときは、これを告示しなければならない。
四 予定する一月間の入出港の日時	四 法第五条第一項の規定による特定港内の区域及びこれに停泊すべき船舶は、別表第一の港区の欄とおりとする。

第五条 法第五条第一項の規定による特定港内の区域及びこれに停泊すべき船舶は、別表第一の港区の欄とおりとする。	第五条 港長は、係留施設の管理者は、次の各号のい
一 船舶は、総トン数五百トン（関門港若松区においては、総トン数三百トン）以上の船舶（阪神港尼崎西宮若屋区に停泊しようとする船舶を除く。）とする。	一 係留する船舶の揚荷又は積荷の種類及び数
二 港長は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する船舶以外の船舶に対してもびよう地の指定をすることができる。	二 係留の用に供する時期又は期間
三 法第五条第二項の国土交通省令の定める特定施設の管理者は、当該係留施設を総トン数五百	三 係留する船舶の国籍、船種、船名、総トン数、長さ及び最大喫水
四 法第五条第五項の規定により、特定港の係留	四 係留する船舶の揚荷又は積荷の種類及び数

五 法第五条第二項の国土交通省令の定める特定施設の管理者は、当該係留施設を総トン数五百	五 ト（関門港若松区においては、総トン数三百トン）以上の船舶の係留の用に供するときは、次に掲げる事項を港長に届け出なければならない。
六 法第五条第五項の規定により、特定港の係留	六 係留する船舶の揚荷又は積荷の種類及び数
七 法第五条第二項の国土交通省令の定める特定施設の管理者は、当該係留施設を総トン数五百	七 係留する船舶の国籍、船種、船名、総トン数、長さ及び最大喫水
八 法第五条第五項の規定により、特定港の係留	八 係留する船舶の揚荷又は積荷の種類及び数
九 法第五条第五項の規定により、特定港の係留	九 係留する船舶の揚荷又は積荷の種類及び数

掲げる港の名称の区分ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げるとおりとする。

**第八条の三** 法第十八条第二項の国土交通省令で定める船舶交通が著しく混雑する特定港は、千葉港、京浜港、名古屋港、四日市港（第一航路及び午起航路に限る。以下この条において同じ。）、阪神港（尼崎・西宮・芦屋区を除く。以下この条において同じ。）及び関門港（響灘港区を除く。以下この条において同じ。）とし、同項の国土交通省令で定めるトン数は、千葉港、京浜港、名古屋港、四日市港及び阪神港においては総トン数五百トン、関門港においては総トン数三百トンとする。

**第十二条** 法第二十条第二項の規定による危険物の種類は、危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）第二条第一号に定める危険物及び同条第一号の二に定めるばら積み液体危険物のうち、これらの性状、危険の程度等を考慮して告示で定めるものとする。  
(許可の申請)

**第十三条** 法第二十一条ただし書の規定による許可の申請は、停泊の目的及び期間、停泊を希望する場所並びに危険物の種類、数量及び保管方法を記載した申請書によりしなければならない。

**第十四条** 法第二十二条第一項の規定による許可の申請は、作業の種類、期間及び場所並びに危険物の種類及び数量を記載した申請書によりしなければならない。

2 船舶は、釧路港、苫小牧港、函館港、秋田船  
川港、鹿島港、千葉港、京浜港、新潟港、名古  
屋港、四日市港、阪神港、水島港、関門港、博  
多港、長崎港又は那覇港の港内を航行するとき  
は、前しようその他の見やすい場所に海上保安  
庁長官が告示で定める信号旗を掲げて進路を表  
示するものとする。ただし、当該船舶が当該信  
号旗を有しない場合又は夜間においては、この  
限りでない。

**第十一條** 船舶は、海上保安庁長官が告示で定める記号を、船舶自動識別装置の目的地に關する情報として送信しないなければならない。ただし、船舶自動識別装置を備えていない場合及び船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）第三条の十六ただし書の規定により船舶自動識別装置を作動させていない場合には、この限りではない。

**第十条** 帆船は、特定港の航路内を縦航してはならない。  
(進路の表示)

**第九条** 船舶は、特定港内において、他の船舶その他の物件を引いて航行するときは、引船の船首から被えい物件の後端までの長さは二百メートルを超えてはならない。  
港長は、必要があると認めるときは、前項の制限を更に強化することができる。  
(第九条)  
(えい航の制限)

**第二十一条の二** 法第三十九条第一項（法第四十五  
条の規定により準用する場合を含む。）の国土  
交通省令で定める水路並びに法第三十八条第五  
項（法第四十五条の規定により準用する場合を  
含む。）の信号所の位置並びに信号の方法及び  
意味は、別表第四のとおりとする。  
法第三十八条第四項の国土交通省令で定める  
水路は、次の各号に掲げる港ごとに、それぞれ  
当該各号に掲げるものとする。

一 千葉港 千葉航路及び市原航路

二 京浜港 東京東航路、東京西航路、鶴見航  
路、京浜運河、川崎航路及び横浜航路

三 名古屋港 東水路、西水路及び北水路

法第三十八条第四項の規定により同条第二項  
に規定する船舶の運航に關し指示することが  
きる事項は、次に掲げる事項とする。

**第十九条** 港長は、前六条に定める許可の申請について、特に必要があると認めるときは、各本条に規定する事項以外の事項を指定して申請させることができる。第十五条及び第十六条の場合において第二十条の九に規定する管区海上保安本部の事務所の長についても、同様とする。  
(進水等の届出)

**第二十条** 法第三十三条の規定による特定港内の区域及び船舶の長さは、別表第三のとおりとする。

(沿岸交通の制限等)

期間及び区域又は場所を記載した申請書によりしなければならない。

**第十七条** 法第三十二条の規定による許可の申請は、行事の種類、目的、方法、期間及び区域又は場所を記載した申請書によりしなければならない。

**第十八条** 法第三十四条第一項の規定による許可の申請は、貨物の種類及び数量、目的、方法、期間及び場所又は区域若しくは区間を記載した申請書によりしなければならない。

**第二十二条** 法第二十二条第四項の規定による許可の申請は、運搬の期間及び区間並びに危険物の種類及び数量を記載した申請書によりしなければならない。

**第十五条** 法第二十八条（法第四十五条の規定により準用する場合を含む。）の規定による許可の申請は、私設信号の目的、方法及び内容並びに使用期間を記載した申請書によりしなければならない。

**第十六条** 法第三十一条第一項（法第四十五条の規定により準用する場合を含む。）の規定による許可の申請は、工事又は作業の目的、方法、

く接近するおそれがある場合における、当該海域に関する情報

六 他の船舶の進路を避けることが容易でない船舶であつて、その航行により特定船舶の航行の安全に著しい支障を及ぼすおそれのあるものに関する情報

五 特定船舶が他の特定船舶に著しく接近するおそれがあると認められる場合における、当該他の特定船舶に関する情報

六 前各号に掲げるもののほか、特定船舶において聴取することが必要と認められる情報

(情報の聴取が困難な場合)

**(第二十一条の四)** 法第四十一条第二項の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 VHF無線電話を備えていない場合

三 特定船舶が第一項に規定する航路にて特定船舶が安全に航行することが困難な海域に著し  
港内の区域において適用される交通方法に従  
わないで航行するおそれがあると認められる  
場合における、当該交通方法に関する情報

二 船舶の沈没、航路標識の機能の障害その他  
の船舶交通の障害であつて、特定船舶の航行  
の安全に著しい支障を及ぼすおそれのあるも  
のの発生に関する情報

**第二十条の三** 法第四十一条第一項の国土交通省令で定める航路及び当該航路の周辺の国土交通省令で定める特定港内の区域は、別表第五のとおりとする。

法第四十一条第一項の規定による情報の提供は、海上保安庁長官が告示で定めるところにより、VHF無線電話により行うものとする。

法第四十一条第一項の国土交通省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

一 寺院船泊が第一項に規定する航路及び寺院

(港長による情報の提供)

一 水路を航行する予定時刻を変更すること。

二 船舶局のある船舶にあつては、水路入航予定時刻の三時間前から当該水路から水路外に出るときまでの間ににおける海上保安庁との連絡を保持すること。

三 当該船舶の進路を警戒する船舶又は航行を補助する船舶を配備すること。

四 前各号に掲げるもののほか、当該船舶の運航に関し必要と認められる事項に関するこ  
と。















(平成二二二年九月一日国土交通省  
附則(平成二二二年九月一日)  
**第一条** この省令は、平成二二二年十月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。  
(経過措置)

**第二条** この省令による改正後の港則法施行規則第二十九条第二項、第三項及び第六項の通報は、これらの規定の例により、この省令の施行前においても行うことができる。

**附 則** (平成二二二年一月一日国土交通省令第五七号)  
この省令は、平成二二二年十二月十五日から施行する。

**附 則** (平成二二三年三月一日国土交通省令第一〇号)  
(施行期日)  
**第一条** この省令は、平成二二三年三月二十五日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 次条の規定 平成二二三年六月一日  
二 第二十九条の三の改正規定、別表第四名古屋の部の改正規定及び別表第五の改正規定  
平成二二三年七月一日  
(経過措置)

**第二条** この省令による改正後の港則法施行規則第二十九条の三の規定による通報は、同条の規定の例により、前条第一号に掲げる規定の施行前においても行うことができる。

**附 則** (平成二二四年三月一日国土交通省令第一五号)  
(施行期日)  
**第一条** この省令の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。  
一 別表第一和歌山下津の部下津区の項の改正規定及び別表第四千葉の部千葉航路の項の改正規定 平成二二四年三月一二日  
二 别表第一閨門の部若松区の項の改正規定及び別表第二閨門の部の改正規定 平成二二四年五月一日  
三 第八条の二の表閨門港の部閨門航路の項の改正規定、第三十八条の改正規定及び第四十条第一項の改正規定 平成二二四年五月一日  
四 次条の規定 平成二二四年六月一日  
五 目次の改正規定、第二章第三節の次に一節を加える改正規定及び別表第四水島の部港内航路の項の改正規定 平成二二四年七月一日

**第二条** この省令による改正後の港則法施行規則第三十三条の二の規定による通報は、同条の規定の例により、前条第五号に掲げる規定の施行前に用いても行うことができる。

**附 則** (平成二十五年五月一六日国土交通省令第四七号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成二五年八月一三日国土交通省令第六五号)

この省令は、平成二十五年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**一 別表第三の改正規定** 平成二十五年十月一日

**二 別表第四の改正規定** 平成二十六年一月十五日

**三 第二十七条の二の改正規定** 平成二十六年四月一日

**附 則** (平成二六年三月七日国土交通省令第一九号)

この省令は、平成二十六年三月二十八日から施行する。

**附 則** (平成二六年七月一一日国土交通省令第六五号)

この省令は、平成二十六年八月一日から施行する。

**附 則** (平成二七年六月一日国土交通省令第四四号)

この省令は、平成二十七年八月一日から施行する。

**附 則** (平成二七年八月二一日国土交通省令第六二号)

この省令は、平成二十七年九月四日から施行する。

**附 則** (平成二八年二月一六日国土交通省令第七号)

この省令は、平成二十八年三月一日から施行する。

**附 則** (平成二八年八月二十五日国土交通省令第六〇号)

この省令は、海上交通安全法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年十一月一日）から施行する。

この省令は、平成二十九年十月一日から施行する。ただし、別表第一「釧路の部西区の項」の改正規定は、同年十一月一日から施行する。

附 則（平成二十九年一〇月二十五日国土交通省令第六四号）抄

この省令は、平成三十年一月三十一日から施行する。

附 則（平成三十一年三月八日国土交通省令第一一号）

この省令は、平成三十年三月十五日から施行する。

附 則（平成三十一年八月二三日国土交通省令第六三号）

この省令は、平成三十年九月一日から施行する。

附 則（平成三十一年三月二〇日国土交通省令第八七号）

この省令は、平成三十一年十二月十五日から施行する。

附 則（平成三十一年三月二六日国土交通省令第三六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年一月四日国土交通省令第五号）

この省令は、令和二年二月一日から施行する。

附 則（令和二年四月七日国土交通省令第四四号）

この省令は、令和二年五月十五日から施行する。ただし、第二十七条の三第三項及び別表第四の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年六月二十四日国土交通省令第五九号）

この省令は、令和二年七月一日から施行する。

附 則（令和二年九月一八日国土交通省令第七七号）

この省令は、令和二年九月二十六日から施行する。

附 則（令和三年六月二三日国土交通省令第四二号）

この省令は、令和三年七月一日から施行する。

附 則		(令和五年五月二〇日国土交通省 令第七二号)		この省令は、令和五年五月一日から施行す る。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各 号に定める日から施行する。	
別表第一 (第三条関係)	別表第五の改正規定	浜航路の項の改正規定	令和五年十二月一日	令和六年二月一日	この省令は、令和五年五月一日から施行す る。
第一区	第一区	第一区	第一区	第一区	第一区
第二区	第二区	第二区	第二区	第二区	第二区

第三区	波堤及び陸岸により囲まれた海面
第二区	東区南防波堤、釧路港東区南防波堤灯台(北緯四十二度五十八分三十二秒東経百十四度二十一分二十四度十七秒)から釧路港東北防波堤南灯台まで引いた線、第二区境界線及び陸岸により囲まれた海面(航路を除く。)
第一区	西区東防波堤、同防波堤南端から第一ふ頭南東端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面(航路を除く。)
第二区	第一区境界線、西区東防波堤南端から釧路港西区南防波堤東台から二百六十九度千百九十分メートルの地点まで引いた線、西区南防波堤、釧路港西区南防波堤西灯台から二百六十九度千百九十分メートルの地点まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
第一区	物及び危険物を積載した船舶

第三区	西防波堤、B線、東外防波堤、苦小牧各種船舶
第二区	小牧港東外防波堤灯台(北緯四十二度三十六分五十四秒東経百四十一度三十七分十五秒)から百八十一度に港界線まで引いた線、港界線及び陸岸により囲まれた海面
第一区	第一区から第三区までを除いた港域内海面
第二区	第一区から第三区までを除いた港各各種船舶
第一区	物及び危険物を積載した船舶

第五区	堤、C線及び陸岸により囲まれた海面(航路を除く。)
第四区	西副防波堤北端から二百六十四度に引いた線、第四区境界線、港界線及び陸岸により囲まれた海面
第三区	第一区から第五区まで及び航路を除いた港域内海面
第二区	第一区から第三区までを除いた港各各種船舶
第一区	物及び危険物を積載した船舶

第六区	堤、C線及び陸岸により囲まれた海面(航路を除く。)
第五区	第一区から第三区までを除いた港各各種船舶
第四区	第一区から第三区までを除いた港各各種船舶
第三区	第一区から第三区までを除いた港各各種船舶
第二区	第一区から第三区までを除いた港各各種船舶
第一区	物及び危険物を積載した船舶

第一区	第二区	第三区	第四区	第五区
五井防波堤、同防波 絡道路橋及び陸岸に より囲まれた海面並 びの都川寒川大橋下 流の河川水面	五井防波堤、同防波 絡道路橋及び陸岸に より囲まれた海面並 びの都川寒川大橋下 流の河川水面	千葉灯標（北緯三十 度三十四分五秒東 経四十度二分四十 五秒）から三百十五 度三千五百九十メー トルの地点（以下D 地点といふ。）から六 十五度に引いた線、 D地点から千葉航路 北側線の西端まで引 いた線、同航路北側 線、第一区境界線及 び陸岸により囲まれ た海面	五井防波堤、第二区 境界線、C地点から いた線、港界線及び 陸岸により囲まれ た海面	千葉灯標から三百十 五度三十四分五秒東 経四十度二分四十 五秒）から三百十五 度三千五百九十メー トルの地点（以下D 地点といふ。）から六 十五度に引いた線、 D地点から千葉航路 北側線の西端まで引 いた線、同航路北側 線、第一区境界線及 び陸岸により囲まれ た海面

第五区	第四区	第三区	第二区
面 た 港 域 内 海 面 及 び 水 い い ふ く 合 に 限 る。 場 合 に 限 る。	東京区、川崎区、横 浜第一区から第四区 まで及び航路を除く。 （航路を除く。）	第三区境界線、扇島、川崎区境界線及び陸 岸により囲まれた港 域内海面及び水面 （航路を除く。）	第一区境界線、横 浜汽船、危 険物を積 載した船 舶及び総 トン数五 百トン以 下の帆船 舶とし て積 載した船

横須賀区									
第一区	第二区	第三区	第四区	第五区	第六区	第七区	第八区	第九区	第十区
吾妻崎から百十九度に引いた線（以下A線という。）、荒三塚ノ鼻から二百四十四度に引いた線（以下B線という。）及び陸岸により囲まれた海面	吾妻島北端から三百三十度に引いた線（以下C線という。）、B線及び陸岸により囲まれた海面	住友重機械横須賀製造所横須賀造船工場櫻装岸壁南端から東北防波堤西端まで引いた線、同防波堤、横須賀港東北防波堤東灯台（北緯三十五度十九分九秒東経百三十九度四十分三十二秒）から北緯三十九度十八分三十二秒東経百三十九度四十一分五十八秒の地点まで引いた線、同地點（以下D地点といふ。）から二百五十五度に引いた線（以下E線といふ。）、A線、F線、C線及び陸岸により囲まれた海面	千代ヶ崎から七十度に引いた線、G線、港界線及び陸岸により囲まれた海面	第一区から第六区までを除いた港域内海面	第一区から第六区までを除いた港域内海面	第一区及び第二区を除いた港域内海面	伏木区	新潟区	富山区
各種船隻を積載する危険物に係る施設に係る船舶	汽艇等は、沿岸付合に係る施設に係る船舶	汽艇等は、沿岸付合に係る施設に係る船舶	汽艇等は、沿岸付合に係る施設に係る船舶	汽艇等は、沿岸付合に係る施設に係る船舶	汽艇等は、沿岸付合に係る施設に係る船舶	汽艇等は、沿岸付合に係る施設に係る船舶	汽艇等は、沿岸付合に係る施設に係る船舶	汽艇等は、沿岸付合に係る施設に係る船舶	汽艇等は、沿岸付合に係る施設に係る船舶
新湊区	新湊漁港区	庄川口左岸突端、新湊漁港西防波堤灯台（北緯三十六度四十七分五十五秒東経百三十三度五分三秒）及び海面並びに河川水面	突端を結んだ線、城光寺橋、内川と庄川との接続線（以下A線といふ。）及び陸岸により囲まれた海面並びに河川水面	小矢部川口両防波堤	伏木区	東区及び西区を除いた港域内海面	東区、西防波堤、同防波堤北端から各種船隻を積載する危険物に係る施設に係る船舶	東区、西防波堤、同防波堤北端から各種船隻を積載する危険物に係る施設に係る船舶	東区、西防波堤、同防波堤北端から各種船隻を積載する危険物に係る施設に係る船舶
新湊東防波堤、新湊西防波堤北端と新湊西防波堤を結んだ線、内川鐵道橋及び陸岸により囲まれた海面並びに河川水面	（外・A）西端を順次に結んだ線、同漁港防波堤（内）、A線、新庄川堤、内川鐵道橋及び陸岸により囲まれた海面並びに河川水面	（外・A）西端を順次に結んだ線、同漁港防波堤（内）、A線、新庄川堤、内川鐵道橋及び陸岸により囲まれた海面並びに河川水面	庄川口左岸突端、新湊漁港西防波堤灯台（北緯三十六度四十七分五十五秒東経百三十三度五分三秒）及び海面並びに河川水面	突端を結んだ線、城光寺橋、内川と庄川との接続線（以下A線といふ。）及び陸岸により囲まれた海面並びに河川水面	小矢部川口両防波堤	伏木区	東区、西防波堤、同防波堤北端から各種船隻を積載する危険物に係る施設に係る船舶	東区、西防波堤、同防波堤北端から各種船隻を積載する危険物に係る施設に係る船舶	東区、西防波堤、同防波堤北端から各種船隻を積載する危険物に係る施設に係る船舶
各種船隻を積載する危険物に係る施設に係る船舶	汽艇等は、沿岸付合に係る施設に係る船舶	汽艇等は、沿岸付合に係る施設に係る船舶	汽艇等は、沿岸付合に係る施設に係る船舶	汽艇等は、沿岸付合に係る施設に係る船舶	汽艇等は、沿岸付合に係る施設に係る船舶	汽艇等は、沿岸付合に係る施設に係る船舶	汽艇等は、沿岸付合に係る施設に係る船舶	汽艇等は、沿岸付合に係る施設に係る船舶	汽艇等は、沿岸付合に係る施設に係る船舶
新敦賀区	第一区第一海面	第一区及び第二区を除いた港域内海面	第一区第一海面	第一区第一海面	第一区第一海面	第一区第一海面	内港を除いた港域内の海面及び河川水面（航路を除く。）	国分区	富山区
各種船隻を積載する危険物に係る施設に係る船舶	汽艇等は、沿岸付合に係る施設に係る船舶	汽艇等は、沿岸付合に係る施設に係る船舶	汽艇等は、沿岸付合に係る施設に係る船舶	汽艇等は、沿岸付合に係る施設に係る船舶	汽艇等は、沿岸付合に係る施設に係る船舶	汽艇等は、沿岸付合に係る施設に係る船舶	内川鐵道橋及び陸岸により囲まれた海面並びに河川水面	内川鐵道橋及び陸岸により囲まれた海面並びに河川水面	内川鐵道橋及び陸岸により囲まれた海面並びに河川水面
新井区	井福区	国分区	国分区	国分区	国分区	国分区	内川鐵道橋及び陸岸により囲まれた海面並びに河川水面	内川鐵道橋及び陸岸により囲まれた海面並びに河川水面	内川鐵道橋及び陸岸により囲まれた海面並びに河川水面
各種船隻を積載する危険物に係る施設に係る船舶	汽艇等は、沿岸付合に係る施設に係る船舶	汽艇等は、沿岸付合に係る施設に係る船舶	汽艇等は、沿岸付合に係る施設に係る船舶	汽艇等は、沿岸付合に係る施設に係る船舶	汽艇等は、沿岸付合に係る施設に係る船舶	汽艇等は、沿岸付合に係る施設に係る船舶	内川鐵道橋及び陸岸により囲まれた海面並びに河川水面	内川鐵道橋及び陸岸により囲まれた海面並びに河川水面	内川鐵道橋及び陸岸により囲まれた海面並びに河川水面
水清区	第一区第一海面	第一区第一海面	第一区第一海面	第一区第一海面	第一区第一海面	第一区第一海面	内川鐵道橋及び陸岸により囲まれた海面並びに河川水面	内川鐵道橋及び陸岸により囲まれた海面並びに河川水面	内川鐵道橋及び陸岸により囲まれた海面並びに河川水面
各種船隻を積載する危険物に係る施設に係る船舶	汽艇等は、沿岸付合に係る施設に係る船舶	汽艇等は、沿岸付合に係る施設に係る船舶	汽艇等は、沿岸付合に係る施設に係る船舶	汽艇等は、沿岸付合に係る施設に係る船舶	汽艇等は、沿岸付合に係る施設に係る船舶	汽艇等は、沿岸付合に係る施設に係る船舶	内川鐵道橋及び陸岸により囲まれた海面並びに河川水面	内川鐵道橋及び陸岸により囲まれた海面並びに河川水面	内川鐵道橋及び陸岸により囲まれた海面並びに河川水面



神阪 区北泉堺		区三 第	第二 区	A線、A地点から二百六度四千二 百メートルの地点まで引いた線、及び危険 物を積載した船舶は、たゞ留設する場合 に係留する場合を除き、危険物を積載し た船舶は、たゞ留設する場合に係留す る場合を除き、危険物を積載した船 舶は、たゞ留設する場合に係留する場 合に限る。
第一区	第一区、第二区及び航路を除いた 港域内海面及び河川水面	第一区、第二区及び航路を除いた 港域内海面及び河川水面	第一区、第二区及び航路を除いた 港域内海面及び河川水面	緯三十四度二十六分五十三秒東経 百三十五度二十分四十九秒)まで。 同地点から貝塚埋立地南西端(北 引いた線、岸見橋及び陸岸により 囲まれた海面及び河川水面
から三百五十五分二十二秒三 から三十四度三十六分五十 度三十五度(北緯八秒)	堺二区北西端 (北緯三十四度三十六分三十 度三十五度)	各種船 舶に係 留する 場合に 及ぼす 各種船 舶の危 険性を 考慮し て施設 に係留 する場 合にお けり。	各種船 舶に係 留する 場合に 及ぼす 各種船 舶の危 険性を 考慮し て施設 に係留 する場 合にお けり。	内 の海 面に 限る。

第五区	第四区	第三区	第一区
二秒東經百三十五度 二十三分五十七秒 から汐見沖防波堤突端まで引いた線（以	堺浜寺北防波堤、同 寺南防波堤突端まで 引いた線（以下D線 という。）、同防波堤、 浜寺大橋及び陸岸に より囲まれた海面	堺七区北西端から三百五十度九百七十メートルの地点（以下B地点といいう。）まで引いた線（以下C線といいう。）、B地点からA地点まで引いた線、A線、B線及び 陸岸により囲まれた海面（航路を除く。）	A地点、A地点から 九十五度二千百四十メートルの地点及び大和川の港界線の中 点を順次に結んだ線、 大和川の港界線並びに陸岸により囲まれた海面及び水面 堺信号所護岸北西端 から堺二区南西端 (北緯三十四度三十五分三十六秒東経百三十五度二十五分三十三秒)まで引いた線 (以下B線といいう。)、古川橋、堅川橋及び 陸岸により囲まれた海面及び水面（航路を除く。）
泉州一区西端（北緯三十四度三十二分十二秒東經百三十五度	堺浜寺北防波堤突端から堺浜 寺南防波堤突端まで 引いた線（以下D線 という。）、同防波堤、 浜寺大橋及び陸岸に より囲まれた海面	堺七区北西端から三百五十度九百七十メートルの地点（以下B地点といいう。）まで引いた線（以下C線といいう。）、B地点からA地点まで引いた線、A線、B線及び 陸岸により囲まれた海面（航路を除く。）	A地点、A地点から 九十五度二千百四十メートルの地点及び大和川の港界線の中 点を順次に結んだ線、 大和川の港界線並びに陸岸により囲まれた海面及び水面 堺信号所護岸北西端 から堺二区南西端 (北緯三十四度三十五分三十六秒東経百三十五度二十五分三十三秒)まで引いた線 (以下B線といいう。)、古川橋、堅川橋及び 陸岸により囲まれた海面及び水面（航路を除く。）

第六区	第七区	第一区	区 阪 大
下 E 線 と い う。)、 防 波 堤 湊 寺 大 橋 及 び 陸 岸 に よ り 囲 ま れ た 海 面	堺 浜 寺 北 防 波 堤 突 端 か ら 二 百 七 十 度 に 港 及 び 危 险 線 ま で 引 い た 線 物 を 積 載 (以 下 F 線 と い う。)、 D 線、堺 浜 寺 南 防 波 堤、E 線、汐 見 冲 防 波 堤、港 界 線 及 び 陸 岸 に よ り 囲 ま れ た 海 面 (航 路 を 除 く。)	面 (航 路 を 除 く。) 大 阪 南 防 波 堤 灯 台 (北 緯 三 十 四 度 三 十 八 分 十九 秒 東 經 百 三 十 五 度 二 十 三 分 五 十 二 秒) か ら 二 百 四 十 度 六 千 六 百 六 十 M E - T U の 地 点 (以 下 C 地 点 と い う。) か ら B 地 点 ま で 引 い た 線、C 線、堺 浜 寺 北 防 波 堤、 F 線、港 界 線 及 び 陸 岸 に よ り 囲 ま れ た 海 (航 路 を 除 く。)	で 十 秒 四 波 台 堤 線 に 東 度 堤 か ら 一 百 四 十 分 三 絏 三 灯 台 大 阪 南 (以 下 三 十 八 分 四 秒 四 十 五 度 二 緯 南 I ま 二 九 防 灯 波 H 分 か 二 六 緯 北 港

区戸神	第一区	第三区	第二区
（北緯三十四度四十分三十四秒 東経百五十五度十七分四十五秒）から八十一度。三十分千二百七十メートルの地点（以下を積載しD地点という。）から船は三百五十五度に陸岸、係留施設に係留された防波堤、N線、汐風堤東灯台橋及び陸岸により囲まれた海面及び水面まで引いた線、D地點から西宮防波堤西する場所まで引いた線（以を開き、下P線という。）、同西宮防波堤、N線、汐風堤東灯台橋及び陸岸により囲まれた海面及び水面まで引いた線、D地點から百七十五度に港界線まで引いた線、港界線（以下Q線という。）、堤突端から第一防波堤（以下R線という。）、堤突端まで引いた線（以下S線という。）、同防波堤、同防波堤から和田岬防波堤突端まで引いた線（以下T線という。）、同防波堤、清盛橋、神戸大橋及び陸岸により囲まれた海面及び水面（航路を除く）	D地点から百七十五度に港界線まで引いた線、港界線（以下Q線という。）、堤突端から第一防波堤（以下R線という。）、堤突端まで引いた線（以下S線という。）、同防波堤、同防波堤から和田岬防波堤突端まで引いた線（以下T線という。）、同防波堤、清盛橋、神戸大橋及び陸岸により囲まれた海面及び水面（航路を除く）	D地点から百七十五度に港界線まで引いた線、港界線（以下Q線という。）、堤突端から第一防波堤（以下R線という。）、堤突端まで引いた線（以下S線という。）、同防波堤、同防波堤から和田岬防波堤突端まで引いた線（以下T線という。）、同防波堤、清盛橋、神戸大橋及び陸岸により囲まれた海面及び水面（航路を除く）	橋及び陸岸により囲まれた海面及び水面（以下を積載しD地点という。）から船は三百五十五度に陸岸、係留施設に係留された防波堤、N線、汐風堤東灯台橋及び陸岸により囲まれた海面及び水面まで引いた線、D地點から西宮防波堤西する場所まで引いた線（以を開き、下P線という。）、同西宮防波堤、N線、汐風堤東灯台橋及び陸岸により囲まれた海面及び水面まで引いた線、D地點から百七十五度に港界線まで引いた線、港界線（以下Q線という。）、堤突端から第一防波堤（以下R線という。）、堤突端まで引いた線（以下S線という。）、同防波堤、同防波堤から和田岬防波堤突端まで引いた線（以下T線という。）、同防波堤、清盛橋、神戸大橋及び陸岸により囲まれた海面及び水面（航路を除く）

路 区 東	第一 区	第六 区	第五 区	第四 区	第三 区	第二 区	
波堤西端から西外防堤、同防各 種船及び係留船	た港域内海面	堺泉北区、大阪区、尼崎西宮芦屋区、神戸第一区から第五区まで及び航路を除く。	二期地区南東端から百八十度に港界線まで引いた線、港界線及び陸岸により囲まれた海面（航路を除く。）	T線、R線、第一防波堤、Q線、第二防波堤及び陸岸により囲まれた海面（航路を除く。）	ポートアイランド第 二区 和田岬防波堤、駒栄橋、清盛橋、古川 波堤突端から百八十度に港界線まで引いた線（以下T線といふ。）、港界線、古川 より囲まれた海面及び水面（航路を除く。）	第七防波堤東端から八十二度三十分に尼崎西宮芦屋区境界線まで引いた線、同防波堤、S線、六甲大橋、御影大橋、高橋、御影大橋、高橋、川橋、尼崎西宮芦屋区境界線及び陸岸に由来した船物を積載した船舶	六甲アイランド第二期地区南端まで引いた線（以下S線という。）、同点から第七防波堤西端まで引いた線（以降アーバートアイランドと呼ぶ。）、同端まで引いた線、神戸大橋、御影大橋、六甲大橋及び陸岸に由り囲まれた海面（航路を除く。）
波堤東区西防波堤、同防各 種船及び係留船	東区西防波堤、同防各 種船及び係留船	堺泉北区、大阪区、尼崎西宮芦屋区、神戸第一区から第五区まで及び航路を除く。	二期地区南東端から百八十度に港界線まで引いた線、港界線及び陸岸により囲まれた海面（航路を除く。）	T線、R線、第一防波堤、Q線、第二防波堤及び陸岸により囲まれた海面（航路を除く。）	ポートアイランド第 二区 和田岬防波堤、駒栄橋、清盛橋、古川 波堤突端から百八十度に港界線まで引いた線（以下T線といふ。）、港界線、古川 より囲まれた海面及び水面（航路を除く。）	第七防波堤東端から八十二度三十分に尼崎西宮芦屋区境界線まで引いた線、同防波堤、S線、六甲大橋、御影大橋、高橋、御影大橋、高橋、川橋、尼崎西宮芦屋区境界線及び陸岸に由来した船物を積載した船舶	六甲アイランド第二期地区南端まで引いた線（以降アーバートアイランドと呼ぶ。）、同端まで引いた線、神戸大橋、御影大橋、六甲大橋及び陸岸に由り囲まれた海面（航路を除く。）

区 磨 飾		第一区	第三区	第二区
第二区	A 地点 に港界線まで 飾磨区第一区境 に引いた 線、 と第一区境 を除く	東区西防波堤、東区 第一区境界線、西外 で引いた線、港界線及 び東区第一区境界線 により囲まれた海面 (航路を除く。)	東区東防波堤、東区 第二区境界線、物を積載 した船舶	東区第一区境界線、 東区東防波堤突端か ら九十度に港界線ま で引いた線、港界線 及び陸岸により囲ま れた海面(航 路を除く。)
線、 飾磨区第一区境 に引いた 線、 と第一区境 を除く	東区西防波堤、東区 第一区境界線、西外 で引いた線、港界線及 び東区第一区境界線 により囲まれた海面 (航路を除く。)	東区西防波堤、東区 第一区境界線、西外 で引いた線、港界線及 び東区第一区境界線 により囲まれた海面 (航路を除く。)	東区東防波堤、東区 第二区境界線、物を積載 した船舶	東区第一区境界線、 東区東防波堤突端か ら九十度に港界線ま で引いた線、港界線 及び陸岸により囲ま れた海面(航 路を除く。)

区西	区干網	区畠
第一区	第二区	第一区
た線、防波堤突端から西区東防波堤及び同防波堤突端まで引いた海面により囲まれた境界	西区西防波堤、同防波堤突端から西区東防波堤突端まで引いた海面により囲まれた境界	網干西灯台から百八十度に港界線まで引いた線、港界線、広畠区線により囲まれた河川水面
各種船隻設置に係る場所	各種船舶を積載した船	各種船舶を積載した船舶
西浜化學岸壁南端面(航路を除く。)	西浜化學岸壁南端面(航路を除く。)	西浜化學岸壁南端面(航路を除く。)

区田有	
第一区	第二区
まれた海面 より囲まれた陸岸に よる。海面及び危険船	地ノ島鹿ノ首から八 度に引いた線、 同島南端から九十六 度に引いた線（以下 B線と云う。）及び陸 上にB線により囲まれた 島三角点（四十七度 三十分五秒東経、 三十六度五十五分五十 度一秒）から二百七 度五分三十六度三十四 度トル（北緯三十七度 百二十五メートルの 地点から二百七十度 に港界線（以下C線とい う）及び陸岸により 囲まれた海面まで引いた 線（以下C線とい う）を積載した船




		区島松小				
		第一区	第二区	第一区	第二区	
第三区	第一区					
内海面及び河川水面 び航路を除いた港域 合における	徳島区、小松島第一各種船舶施設に係 り区、小松島第二区及び係留船 舶を除いた海面	根井鼻から零度千五百メートルの地点まで引いた線及び陸岸に囲まれた海面	川水面（航路を除く）	北防波堤、同防波堤、南端から小松島東防波堤北灯台（北緯三十四度三十六秒、東経百三十四度三十五分五十九秒）まで引いた線、東防波堤、小松島東防波堤南灯台（北緯三十四度三十二秒、東経百三十四度三十五分五十三秒）から小松島南防波堤南灯台（北緯三十四度三十二秒、東経百三十四度三十五分五十二秒）まで引いた線、同地點まで引いた線及び陸岸により閉まれた海面並びに千歳橋下流の神田瀬川水面（航路を除く）	A線及び和田ノ鼻灯台（北緯三十四度三十八分七秒）から大崎北端までの八十メートルの地点（北緯三十四度三十九秒、東経百三十四度三十分二十二度三十九度三十八分七秒）から大崎北端までの八十メートルの地点（北緯三十四度三十九秒、東経百三十四度三十分二十二度三十九度三十八分七秒）まで引いた線以東の港域内	船入江川山城橋、田川樋門、園瀬川道橋及び勝浦川勝浦各下流の河川水



(備考) この表中停泊すべき船舶の欄において各種船舶とあるのは、危険物を積載した船舶以外の船舶をいう。

制表第一部分

北航路

1

森青	樽小	第一号の地点から第三号の地点までを順次に結んだ線と第四号の地点から第七号の地点までを順次に結んだ線との間の海面
百三十五メートルの地点	五百三十五メートルの地点	三 小樽港島堤灯台から三百六度三十分二
七 小樽港島堤灯台から七十七度三十分に引いた線と港界線との交点	四 小樽港島堤灯台から三百一度三百五十五メートルの地点	四 小樽港島堤灯台から三百一度三百五十五メートルの地点
五 北防波堤南端	六 小樽港島堤灯台から三十七度三十分二百三十五メートルの地点	五 北防波堤南端
百メートルの地点	七 小樽港島堤灯台から七十七度三十分に引いた線と港界線との交点	六 小樽港島堤灯台から三十七度三十分二百三十五メートルの地点
新北防波堤東端から三百四十度三十分	第一号の地点から第二号の地点まで引いた線と第三号の地点から第四号の地点まで引いた線との間の海面	七 小樽港島堤灯台から七十七度三十分に引いた線と港界線との交点
千七百十五メートルの地点	一 新北防波堤東端から二百六十四度千四百メートルの地点	八 新北防波堤東端から三百四十度三十分
三 新北防波堤東端から二百七十七度千九百三十メートルの地点	二 新北防波堤東端から三百四十度三十分	三 新北防波堤東端から二百七十七度千九百三十メートルの地点
未ント百五	未ント百五	四 函館港第三防砂堤灯台から二百三十四度七百五十メートルの地点
總	總	五 函館港第三防砂堤灯台から二百二十四度四百七十メートルの地点
		六 函館港第三防砂堤灯台から二百三十四度七百五十メートルの地点

四 新北防波堤東端から三百二十九度三十  
分八百八十メートルの地点

分  
千  
儿

八戸	
東航路	西航路
八戸港白銀西防波堤東灯台（北緯四十度三十二分十六秒東経百四十一度三十二分四十八秒）から三百五度三百メートルの地点まで引いた線及び同灯台から百八十度百十メートルの地点まで引いた線と白銀北防波堤屈曲部と八戸港白銀北防波堤灯台（北緯四十度三十二分二十二秒東経百四十一度三十二分五十三秒）との間の同防波堤、同灯台から三百五度二百五十五メートルの地点まで引いた線及び同防波堤屈曲部南西角から百八十度二百五十メートルの地点まで引いた線との間の海面	八戸港白銀西防波堤西灯台（北緯四十度三十二分十八秒東経百四十一度三十二分三秒）から百四十六度二百七十メートルの地点及び同灯台から百七十度三分三百二十メートルの地点からそれぞれ三百十七度三十分四百メートルの地点まで引いた線の海面
、はるきでがとこいならよに路航本	

釜	塩	台	仙
第一号の地点から第五号の地点までを順次 に結んだ線と第六号の地点から第十号の地 点までを順次に結んだ線との間の海面	二秒東経四十一度四分十六秒から二百 六十八度二千二百九十四メートルの地点	一 地藏島灯台（北緯三十八度十九分二十 二秒、東経四十一度四分十六秒）から二百 六十八度二千二百九十四メートルの地点	二 地藏島灯台から二百七十八度三十分三 百六十五メートルの地点
三 地藏島灯台から二百十七度五十メート ルの地点	四 地藏島灯台から九十八度二千五百六十 メートルの地点	五 地藏島灯台から百九度三十分四千八百 三十メートルの地点	六 地藏島灯台から二百六十四度三十分二 千二百八十五メートルの地点
七 地藏島灯台から二百五十八度三百八十 メートルの地点	八 地藏島灯台から一百度百八十メートル の地点	九 地藏島灯台から百一度二千五百三十五 メートルの地点	十 地藏島灯台から百十一度四千八百五メ ートルの地点
木更津航路	木更津航路	木更津港防波堤西灯台から二百 十度二百七メートルの地点及び 同灯台から二百十度六百五十七 メートルの地点からそれぞれ三 百度五千六十五メートルの地点	木更津港防波堤西灯台から二百 十度二百七メートルの地点及び 同灯台から二百十度六百五十七 メートルの地点からそれぞれ三 百度五千六十五メートルの地点
富津航路	富津航路	第一号の地点から第三号の地点 までを順次に結んだ線と第四号 の地点から第六号の地点までを 順次に結んだ線との間の海面	第一号の地点から第三号の地点 までを順次に結んだ線と第四号 の地点から第六号の地点までを 順次に結んだ線との間の海面
トルの地点	トルの地点	一百三十度四千九百三十メート ルの地点	一百三十度四千九百三十メート ルの地点
四 木更津港防波堤西灯台から 二百三十二度五千四百三十メー トルの地点	二 木更津港防波堤西灯台から 二百七十六度三十分五千六十メ ートルの地点	一 木更津港防波堤西灯台から 二百四十一度四千九百四十メー トルの地点	三 木更津港防波堤西灯台から 二百四十一度四千九百四十メー トルの地点

航路		本航路に沿うるきとがるいこないは船舶
東京東航	椎津航路	
東京東航		
点	千葉灯標から二百一度二十分九 千七百七十メートルの地点（以 下D地点という。）から三百五度 二千三百メートルの地点まで引 いた線とD地点から二百十五度 三百メートルの地点から三百五度 度二千三百メートルの地点まで 引いた線との間の海面	第一号の地点から第三号の地点 までを順次に結んだ線と第四号 の地点から第六号の地点までを 順次に結んだ線との間の海面
地点	一十五号地南信号所から二百 六十二度三十分七百十メートル の地点	一十五号地南信号所から二百 六十二度三十分六百七十メートル の地点
点	三十五号地南信号所から二百 十七度千三百八十メートルの地 点	二十五号地南信号所から二百 五十度三十分六百七十メートル の地点
点	十五号地南信号所から二百 五十三度三十分千十メートルの 地点	四十六度九百六十メートルの地 点
点	五十五号地南信号所から二百 四十六度九百六十メートルの地 点	五十五号地南信号所から二百 四十六度九百六十メートルの地 点

路 東京西航	六 十五号地南信号所から百八 十七度三十分千五百七十メー トルの地点
鶴見航路	川崎航路
第一号の地点から第五号の地点 までを順次に結んだ線と第六号 の地点から第十一号の地点まで を順次に結んだ線との間の海面 た線との間の海面	二 羽田船舶信号所から三百二 十七度四千二百メートルの地点 三 羽田船舶信号所から五百三 度千五百十メートルの地点 四 羽田船舶信号所から三百二 十九度七千三百三十メートルの地 点五 羽田船舶信号所から三百三 十三度三十分四千七百三十メー トルの地点 六 羽田船舶信号所（以下A地点とい う）から二百二度七十メートルの 地点から百十五度二百五十五メ ートルの地点まで引いた線及び 同地点から九十八度千九百五十 メートルの地点まで引いた線と A地点から二百二度四百二十メ ートルの地点から百二度二百六 十五メートルの地点まで引いた 線及び同地点から百十八度千三 百五十メートルの地点まで引い た線との間の海面
一 鶴見信号所から二十六度三 十分三百九十メートルの地点 二 鶴見信号所から二百八十六 度三十分九十一メートルの地点 三 鶴見信号所から百九十四度 三十分三百六十メートルの地点 四 鶴見信号所から百五十六度 二千四百四十メートルの地点	一 羽田船舶信号所から三百二 十三度三十六千八百二十メー トルの地点 二 羽田船舶信号所から三百二 十七度四千二百メートルの地点 三 羽田船舶信号所から五百三 度千五百十メートルの地点 四 羽田船舶信号所から三百二 十九度七千三百三十メートルの地 点五 羽田船舶信号所から三百三 十三度三十分四千七百三十メー トルの地点 六 羽田船舶信号所（以下A地点とい う）から二百二度七十メートルの 地点から百十五度二百五十五メ ートルの地点まで引いた線及び 同地点から九十八度千九百五十 メートルの地点まで引いた線と A地点から二百二度四百二十メ ートルの地点から百二度二百六 十五メートルの地点まで引いた 線及び同地点から百十八度千三 百五十メートルの地点まで引い た線との間の海面

七 度三十分六百八十多メートルの地点	七 度三十分六百六十度	七 度三十分六百メートルの地点	七 度三十分六百メートルの地点	七 度三十分六百六十度	七 度三十分六百六十度	七 度三十分六百六十度	七 度三十分六百六十度	七 度三十分六百六十度	七 度三十分六百六十度
八 度鶴見信号所から三百五十八 度七十メートルの地点	八 度七百三十メートルの地点	九 度鶴見信号所から二百一十三 度三十一メートルの地点	十 度鶴見信号所から一百六十六 度三十分二千五百二十メートル の地点	十一 度鶴見信号所から百六十度 三千二百十メートルの地点	十二 度横浜大黒防波堤西灯台から 三百九十八度一千八百五十メー トルの地点	十三 度横浜大黒防波堤西灯台から 二百九十八度二千九百九十メー トルの地点	十四 度横浜大黒防波堤西灯台から 二百三十八度三十分二十メート ルの地点	十五 度横浜大黒防波堤西灯台から 百二十七度千九百九十メートル の地点	十六 度横浜大黒防波堤西灯台から 二百八十五度三十分三千三百六 十メートルの地点
九 度二百八十六度千八百七十メー トルの地点	八 度横浜大黒防波堤西灯台から 二百八十七度二千十メートルの 地点	七 度横浜大黒防波堤西灯台から 二百八十四度三十分三千五百五 十メートルの地点	六 度横浜大黒防波堤西灯台から 二百八十九度二千九百九十一メー トルの地点	五 度横浜大黒防波堤西灯台から 二百三十八度三十分二十メート ルの地点	四 度横浜大黒防波堤西灯台から 二百三十八度三十分二十メート ルの地点	三 度横浜大黒防波堤西灯台から 二百九十八度一千八百五十メー トルの地点	二 度横浜大黒防波堤西灯台から 二百九十八度二千九百九十メー トルの地点	一 度横浜大黒防波堤西灯台から 二百九十一度三千六百六十メー トルの地点	第一号の地点から第五号の地点 までを順次に結んだ線と第六号 の地点から第十号の地点までを 順次に結んだ線との間の海面
九 度三百五十八度七十メートルの 地点	八 度七百三十度三十一メートルの 地点	九 度鶴見信号所から二百一十三 度三十一度三十分六百六十度	十 度鶴見信号所から一百六十六 度三十分二千五百二十度	十一 度鶴見信号所から百六十度 三千二百十度	十二 度横浜大黒防波堤西灯台から 三百九十八度一千八百五十度 トルの地点	十三 度横浜大黒防波堤西灯台から 二百九十八度二千九百九十度 トルの地点	十四 度横浜大黒防波堤西灯台から 二百三十八度三十分二十度 ルの地点	十五 度横浜大黒防波堤西灯台から 百二十七度千九百九十一度 トルの地点	十六 度横浜大黒防波堤西灯台から 二百八十九度二千九百九十一度 トルの地点

国分航路	富山航路	新湊航路	伏木航路	地点
第一号の地点から第三号の地点までを順次に結んだ線との間の海面	富山東防波堤灯台（北緯三十六度四十五分五十六秒 東経百三十六度十三分四十秒）から零度に至り、同地点から新湊西防波堤北端まで引いた線との間の海面	新湊東防波堤北端（以下A地点という。）から三十五度に港界線まで引いた線とA地点から三百五度六百メートルの地点から三十五度に港界線まで引いた線及び同地点から新湊西防波堤北端まで引いた線との間の海面	伏木西防波堤灯台から五十度五十六分四千百七十メートルの地点	横浜大黒防波堤西灯台から第一号の地点から第三号の地点までを順次に結んだ線と第四号の地点から第七号の地点までを順次に結んだ線との間の海面
百メートルの海面	富山東防波堤灯台（北緯三十六度四十五分五十六秒 東経百三十六度十三分四十秒）から零度に至り、港界線まで引いた線の西側幅三	新湊東防波堤北端（以下A地点という。）から三十五度に港界線まで引いた線とA地点から三百五度六百メートルの地点から三十五度に港界線まで引いた線及び同地点から新湊西防波堤北端まで引いた線との間の海面	伏木西防波堤灯台から五十度三十分五十メートルの地点	十六度四十七分四十二秒 東経百三十七度四分四秒）から三百三十度三十分五十メートルの地点
第一号の地点から第六号の地点までを順次に結んだ線との間の海面	富山東防波堤灯台（北緯三十六度四十五分五十六秒 東経百三十六度十三分四十秒）から零度に至り、港界線まで引いた線の西側幅三	新湊東防波堤北端（以下A地点という。）から三十五度に港界線まで引いた線とA地点から三百五度六百メートルの地点から三十五度に港界線まで引いた線及び同地点から新湊西防波堤北端まで引いた線との間の海面	伏木西防波堤灯台から六十度五十九分千六百七十メートルの地点	十六度四十七分四十二秒 東経百三十七度四分四秒）から三百三十度三十分五十メートルの地点
順次に結んだ線との間の海面	富山東防波堤灯台（北緯三十六度四十五分五十六秒 東経百三十六度十三分四十秒）から零度に至り、港界線まで引いた線の西側幅三	新湊東防波堤北端（以下A地点という。）から三十五度に港界線まで引いた線とA地点から三百五度六百メートルの地点から三十五度に港界線まで引いた線及び同地点から新湊西防波堤北端まで引いた線との間の海面	伏木西防波堤灯台から六十度五十九分千六百七十メートルの地点	横浜大黒防波堤西灯台から第一号の地点から第三号の地点までを順次に結んだ線と第四号の地点から第七号の地点までを順次に結んだ線との間の海面

名 古 屋	水 清	一 十六度四十八分十八秒東経百三 十七度三分二十四秒
東 航 路		二 国分西防波堤灯台から三百 四十度二百六十メートルの地点 (以下A地点といふ。)
		三 A地点から四十一度に引い た線と港界線との交点
		四 国分西防波堤灯台から三十 度三十分百九十分メートルの地 点
	五 国分西防波堤灯台から二十 三度二百五十メートルの地点 (以下B地点といふ。)	
	六 B地点から四十一度に引い た線と港界線との交点	
中田川右岸突端から九十度六十メートルの 地点(以下A地点といふ。)から二度二千百 八十メートルの地点まで引いた線、同地点 から五十二度六百八十メートルの地点まで 引いた線及び同地点から七十七度に港界線 まで引いた線とA地点から九十度二百メー トルの地点から二度千九百六十メートルの 地点まで引いた線、同地点から五十二度六 百十メートルの地点まで引いた線及び同地 点から七十七度に港界線まで引いた線との 間の海面		
第一号の地点から第三号の地点 までを順次に結んだ線と第四号 の地点から第六号の地点までを 順次に結んだ線との間の海面		
一 金城信号所から百八十五度 三十分四百五十メートルの地点		
二 金城信号所から百六十九度 三十分千二百八十メートルの地 点		
三 伊勢湾灯標(北緯三十四度 五十六分十六秒東経百三十六度 四十七分三十三秒)から三百五 十六度千五百八十メートルの地 点		
四 金城信号所から二百二十四 度八百九十メートルの地点 金城信号所から二百七度二 千六百十メートルの地点		

西航路	度三十分千九百九十メートルの地点
北航路	第一号の地点から第四号の地点までを順次に結んだ線と第五号の地点から第九号の地点までを順次に結んだ線との間の海面
	一 金城信号所から二百十四度四百五十メートルの地点
	二 金城信号所から二百二十度八百六十メートルの地点
	三 名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台から二十三度千五百五十メートルの地点
	四 名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台から二百二十三度三十分四千二百七十メートルの地点
	五 金城信号所から二百七十二点六百十メートルの地点
	六 金城信号所から二百五十五度三十分二千二百四十メートルの地点
	七 名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台から四十四度三十分千四百三十メートルの地点
	八 名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台から三十五度九百九十五メートルの地点
	九 名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台から二百十九度四千二百五十メートルの地点
	第一号の地点から第三号の地点までを順次に結んだ線と第四号の地点から第六号の地点までを順次に結んだ線との間の海面
	一 金城信号所から二十四度四千二十メートルの地点
	二 金城信号所から八十七度三分五百八十メートルの地点
	三 金城信号所から百七十五度三十分七百五十メートルの地点
	四 金城信号所から二十六度三分四千六十メートルの地点
	五 金城信号所から百三度八百七十メートルの地点





八度三十分二千十メートルの地点  
 門司船舶通航信号所から十  
 四度千七百十メートルの地点  
 八門司船舶通航信号所から三  
 百三十一度三十分千五百四十メ  
 ートルの地点  
 九門司船舶通航信号所から三  
 百十八度三十分二千二百二十メ  
 ートルの地点  
 十台場鼻潮流信号所から二百  
 二十四度三十分五百十五メート  
 ルの地点  
 十一台場鼻潮流信号所から三  
 百二十四度三十分六百十五メー  
 トルの地点  
 十二六連島灯台（北緯三十三  
 度五十八分四十一秒東経百三  
 度五十二分四秒）から百二十九  
 度千六百十メートルの地点  
 十三六連島灯台から七十四度  
 三十分千六百十メートルの地点  
 十四六連島灯台から三十七度  
 二千五百七十メートルの地点  
 十五部埼灯台から五十六度三  
 十分六百四十メートルの地点  
 十六部埼灯台から十度三十分  
 八百二十メートルの地点  
 十七部埼灯台から三百十五度  
 二千二百五十メートルの地点  
 十八部埼灯台から三百五度二  
 千八百七十メートルの地点  
 十九門司埼灯台  
 二十白木埼から二百六十一度  
 四百九十メートルの地点  
 二十一門司船舶通航信号所から  
 三十七度三十分千五百六十メ  
 ートルの地点  
 二十二門司船舶通航信号所から  
 二百八十七度八百二十メート  
 ルの地点  
 二十三門司船舶通航信号所から  
 二百八十五度三十分千九百四  
 十メートルの地点  
 二十四若松港口信号所から百  
 度二千三百メートルの地点

響航路	航路	閑門第一	地点
第一号の地点から第二号の地点まで引いた線と第三号の地点から第五号の地点までを順次に結んだ線との間の海面	第一号の地点から第二号の地点まで引いた線と第三号の地点から第五号の地点までを順次に結んだ線との間の海面	第一号の地点から第二号の地点まで引いた線と第三号の地点から第六号の地点までを順次に結んだ線との間の海面	二十六 若松洞海湾口防波堤灯台から三十二度千八百八十メートルの地点
一 白洲灯台から二百八十六度三十分千九百七十メートルの地点	二 若松洞海湾口防波堤灯台から三十二度二千四百七十メートルの地点	二十七 六連島灯台から百四十六度九百三十メートルの地点	二十七 六連島灯台から百四十六度九百三十メートルの地点
分四千百四十メートルの地点	三 若松洞海湾口防波堤灯台から三十二度千八百八十メートルの地点	二十八 六連島灯台から六十三度六百五十メートルの地点	二十八 六連島灯台から六十三度六百五十メートルの地点
二 白洲灯台から二百八十六度三十分千九百七十メートルの地点	四 若松洞海湾口防波堤灯台から十五度千九百七十メートルの地点	二十九 六連島灯台から二十三度三十分九百六十メートルの地点	二十九 六連島灯台から二十三度三十分九百六十メートルの地点
点	五 若松洞海湾口防波堤灯台から十五度千九百七十メートルの地点	三十若松洞海湾口防波堤灯台から九十七度九百十メートルの地点	三十若松洞海湾口防波堤灯台から九十七度九百十メートルの地点
第一号の地点から第二号の地点まで引いた線と第三号の地点から第五号の地点までを順次に結んだ線との間の海面	六 若松洞海湾口防波堤灯台から五度二千七百七十メートルの地点	三十一若松洞海湾口防波堤灯台から九十七度九百十メートルの地点	三十一若松洞海湾口防波堤灯台から九十七度九百十メートルの地点

砂津航路	第三百四十メートルの地点 四 白洲灯台から二百七度四千六百六十メートルの地点 五 白洲灯台から二百八十二度二千四百九十メートルの地点
戸畠航路	三百四十メートルの地点 四 白洲灯台から二百十四度三千六百六十メートルの地点 五 白洲灯台から二百八十二度二千四百九十メートルの地点
地点	第一号の地点から第二号の地点まで引いた線と第三号の地点から第五号の地点までを順次に結んだ線との間の海面 一 若松港口信号所から百三十度三十分二千三百四十五メートルの地点 二 若松港口信号所から百三十度三十分二千七百四十メートルの地点 三 若松港口信号所から百三十度三十分二千七百四十メートルの地点
地点	第一号の地点から第九号の地点までを順次に結んだ線との間の海面 一 砂津防波堤灯台 (北緯三十三度五十三分三十七秒 東経百三十度五十三分三十八秒) 二 砂津防波堤灯台から五十五度四十五分四百七十五メートルの地点 三 砂津防波堤灯台から五十四度六百八十八メートルの地点 四 砂津防波堤灯台から四十四度九百メートルの地点 五 門司船舶通航信号所から二度千三百七十メートルの地点 六 砂津防波堤灯台から六十七度千三百七十メートルの地点 七 砂津防波堤灯台から七十九度五百七十メートルの地点 八 砂津防波堤灯台から六十七度千三百七十メートルの地点 九 門司船舶通航信号所から二百七十七度八百二十メートルの地点

若松航路	四 三度二千六百八十五メートルの 地点 若松港口信号所から百十七 度三十分三千二百五メートルの 地点 若松港口信号所から第十一 号の地点から第二十号の地点ま で順次に結んだ線との間の海 面
一 牧山信号所から二百十八度 七百五十メートルの地点	第一号の地点から第十号の地点 まで順次に結んだ線と第十一 号の地点から第二十号の地点ま で順次に結んだ線との間の海 面
二 牧山信号所から三百四度七 百三十五メートルの地点	二 牧山信号所から三百四度七 百三十五メートルの地点
三 牧山信号所から三百三十度 八百五十メートルの地点	三 牧山信号所から三百三十度 八百五十メートルの地点
四 牧山信号所から二十二度三 十分千五百三十五メートルの地 点 若松港口信号所から二百二 十五度三千メートルの地点	四 牧山信号所から二十二度三 十分千五百三十五メートルの地 点 若松港口信号所から二百二 十五度三千メートルの地点
五 若松港口信号所から二百二 十六度三十分二千五百三十五メ ートルの地点	五 若松港口信号所から二百二 十六度三十分二千五百三十五メ ートルの地点
六 若松港口信号所から二百二 八 若松港口信号所から二百六 度三十分千百二十五メートルの 地点 若松港口信号所から二百六 度三十分千百二十五メートル的 地点	六 若松港口信号所から二百二 八 若松港口信号所から二百六 度三十分千百二十五メートル的 地点 若松港口信号所から二百六 度三十分千百二十五メートル的 地点
九 若松港口信号所から百十七 度三十分千四百四十メートル的 地点 若松港口信号所から百十七 度三十分千四百四十メートル的 地点	九 若松港口信号所から百十七 度三十分千四百四十メートル的 地点 若松港口信号所から百十七 度三十分千四百四十メートル的 地点
十 牧山信号所から三百五度 九百四十メートルの地点	十 牧山信号所から三百五度 九百四十メートルの地点
十一 牧山信号所から二百四十 度三十分七百十五メートル的 地点 牧山信号所から二百四十 度三十分七百十五メートル的 地点	十一 牧山信号所から三百二十 度九百八十五メートル的地点 牧山信号所から三百二十 度九百八十五メートル的地点
十二 牧山信号所から三百五度 四百五十五メートル的地点	十二 牧山信号所から三百五度 四百五十五メートル的地点
十三 牧山信号所から十三度千 六百十メートル的地点	十三 牧山信号所から十三度千 六百十メートル的地点

航路	奥洞海航	十六 三十二度三十分二千八百六十五 メートルの地点
十九 度三十分千二百三十五メートル の地点	十九 若松港口信号所から一百九 度三十分千二百三十五メートル の地点	十九 若松港口信号所から二百三 度三十三度三十分千百メートル の地点
二十 九十七度九百十メートル の地点	二十 若松洞海湾口防波堤灯台 から九十七度九百十メートル の地点	十九 若松港口信号所から一百九 度三十分千二百三十五メートル の地点
二十一 トトルの地点	二十一 A 地点から二百七十九度千 百四十五メートルの地点	十九 若松洞海湾口防波堤灯台 から九十七度九百十メートル の地点
二十二 トトルの地点	二十二 A 地点から二百六十七度三 十分千四百二十五メートルの地 点	十九 若松洞海湾口防波堤灯台 から九十七度九百十メートル の地点
二十三 トトルの地点	二十三 B 地点から百三十七度三十 分二百五十五メートルの地点	十九 若松洞海湾口防波堤灯台 から九十七度九百十メートル の地点
二十四 トトルの地点	二十四 B 地点から二百四十七度二 千九十五メートルの地点	十九 若松洞海湾口防波堤灯台 から九十七度九百十メートル の地点
二十五 トトルの地点	二十五 B 地点から二百四十四度二 千百メートルの地点	十九 若松洞海湾口防波堤灯台 から九十七度九百十メートル の地点
二十六 トトルの地点	二十六 A 地点から二百五十八度千 六百六十五メートルの地点	十九 若松洞海湾口防波堤灯台 から九十七度九百十メートル の地点
二十七 トトルの地点	二十七 A 地点から二百六十五度三 十分千二百七十五メートルの地 点	十九 若松洞海湾口防波堤灯台 から九十七度九百十メートル の地点
二十八 トトルの地点	二十八 A 地点から二百九十七度 八百三十五メートルの地点	十九 若松洞海湾口防波堤灯台 から九十七度九百十メートル の地点
二十九 トトルの地点	二十九 第一号の地点から第三号の地 点までを順次に結んだ線と第四号 の地点から第五号の地点まで引 いた線との間の海面	十九 若松洞海湾口防波堤灯台 から九十七度九百十メートル の地点

浜居新	島松小	島徳	度千三百八十メートルの地点	和合良島島頂から二百三十
第一航路	松島線と北岸壁東端から東防波堤南端まで引いた線との間の海面	南岸壁東端から南防波堤北端まで引いた線と北岸壁東端から東防波堤南端まで引いた線との間の海面	和合良島島頂から二百四十メートルの地点	和合良島島頂から二百五十メートルの地点
新居浜港東防波堤灯台（北緯三十三度五十八分五十五秒 東経百三十三度五十八分五十五秒 東経百三十三度五十九分四十四秒）からそれぞれ七度に港界線まで引いた線の間の海面	第一号の地点から第二号の地点まで引いた線と第三号の地点から第四号の地点まで引いた線との間の海面	第一高松港朝日町外防波堤南灯台（北緯三十四度二十一分四秒 東経百三十四度三分十九秒）から百九十七度三十分百五メートルの地点	二高松港朝日町外防波堤南灯台から三百五十六度三十分五百メートルの地点	一度三十分二千五百八十メートルの地点
新居浜港東防波堤灯台（北緯三十三度五十八分五十五秒 東経百三十三度五十九分四十四秒）からそれぞれ七度に港界線まで引いた線の間の海面	松島線と北岸壁東端から東防波堤南端まで引いた線との間の海面	二高松港朝日町外防波堤南灯台から三百五十六度三十分五百メートルの地点	三高松港朝日町外防波堤南灯台から二百五十度三十分三百メートルの地点	二度二千五百八十メートルの地点

第一航路		御代島三角点（七四メートル）から百十八度千三百メートルの地点から三百十六度二百五十メートルの地点まで引いた線及び同地点から二百七十七度に第一航路東側線まで引いた線と同三	
中央航路		角点から百二十三度千二百六十メートルの地点から三百十六度二百メートルの地点まで引いた線及び同地点から二百七十七度に第一航路東側線まで引いた線との間の海面	
の 地 点		二百メートルの地点まで引いた線及び同地点から二百七十七度に第一航路東側線まで引いた線との間の海面	
第一号の地点から第三号の地点までを順次に結んだ線と第四号の地点から第七号の地点までを順次に結んだ線との間の海面		十津三角点（百四十四メートル）（北緯三度三十一分五十五秒東経百三十三度三十分十三秒）から三百四度七百七十メートルの地点（以下A地点という。）から百八十四度七百メートルの地点まで引いた線、同地点から百八十一度二千三百八十メートルの地点まで引いた線、同地点から百九十五度五百九メートルの地点まで引いた線、同地点から七十四度七百八十五メートルの地点まで引いた線及び同地点から六十五度三十分三百五十メートルの地点まで引いた線とA地点から二百七十四度百二十メートルの地点から百八十四度二千三百メートルの地点まで引いた線、同地点から百八十度七百六十メートルの地点まで引いた線、同地点から百九十度六百七十メートルの地点まで引いた線、同地点から百四十八度三百十メートルの地点まで引いた線、同地点から百八十度一百五十五メートルの地点まで引いた線、同地点から三百六十五メートルの地点まで引いた線との間の海面	十津三角点（百四十四メートル）（北緯三度三十一分五十五秒東経百三十三度三十分十三秒）から三百四度七百七十メートルの地点（以下A地点という。）から百八十四度七百メートルの地点まで引いた線、同地点から百八十一度二千三百八十メートルの地点まで引いた線、同地点から百九十五度五百九メートルの地点まで引いた線、同地点から七十四度七百八十五メートルの地点まで引いた線及び同地点から六十五度三十分三百五十メートルの地点まで引いた線とA地点から二百七十四度百二十メートルの地点から百八十四度二千三百メートルの地点まで引いた線、同地点から百八十度七百六十メートルの地点まで引いた線、同地点から百九十度六百七十メートルの地点まで引いた線、同地点から百四十八度三百十メートルの地点まで引いた線、同地点から百八十度一百五十五メートルの地点まで引いた線、同地点から三百六十五メートルの地点まで引いた線との間の海面

三	三池港北防砂堤灯台	東航路	二二、博多港西防波堤北灯台から 二百九十六度二千四百メートル の地点
四	博多港西防波堤北灯台から 三百三度五百三十メートルの地 点	地点	二三、博多港西防波堤北灯台から 二百九十五度三十分四千九百メ ートルの地点
五	博多港西防波堤北灯台から 三百一度二千四百四十メートル の地点	地点	二四、博多港西防波堤北灯台から 七十六度五百三十メートルの地 点
六	博多港西防波堤北灯台から 三百一度三十分三千九百六十メ ートルの地点	地点	二五、博多港西防波堤北灯台から 三百三度四千九百四十メートル の地点
七	博多港西防波堤北灯台から 三百度四千九百四十メートルの 地点	地点	二六、博多港西防波堤北灯台から 三百一度三十分三千九百六十メ ートルの地点
一	博多港西防波堤北灯台から 八度三十分三千九十五メートル の地点	地点	二七、博多港西防波堤北灯台から 八度三十分三千九十五メートル の地点
二	博多港西防波堤北灯台から 三百十二度二千七百五十メート ルの地点	地点	二八、博多港西防波堤北灯台から 三百三度二千四百四十メートル の地点
三	博多港西防波堤北灯台から 三百三度二千四百四十メートル の地点	地点	二九、博多港西防波堤北灯台から 三百九度三十分三千二百四十メ ートルの地点
四	博多港西防波堤北灯台から 五百度三千四百三十メートルの地 点	地点	三〇、博多港西防波堤北灯台から 五百度三千四百三十メートルの地 点
五	博多港西防波堤北灯台から 五百九度三十分三千二百四十メ ートルの地点	地点	三一、博多港西防波堤北灯台から 五百九度三十分三千二百四十メ ートルの地点
六	博多港西防波堤北灯台から 三百一度三十分三千九百六十メ ートルの地点	地点	三二、博多港西防波堤北灯台から 五百九度三十分三千二百四十メ ートルの地点

島 細	佐 世 保	崎 長
第一号の地点から第四号の地点までを順次 に結んだ線と第五号の地点から第八号の地 点までを順次に結んだ線との間の海面	第一号の地点から第四号の地点までを順次 に結んだ線と第五号の地点から第八号の地 点までを順次に結んだ線との間の海面	南北両防砂堤間の幅をもつてドックの入口 まで延長した海面
一大久保三角点（二百三十四メートル） から六度三十分千七百五十五メートルの地 点	一大久保三角点から二百八十八度九百九 十五メートルの地点	第一号の地点から第四号の地点までを順次 に結んだ線と第五号の地点から第八号の地 点までを順次に結んだ線との間の海面
三十メートルの地点	三十メートルの地点	点までを順次に結んだ線との間の海面
四 大久保三角点から二百六十五度三十分 五 大久保三角点から三百六十五メートルの地点	四 大久保三角点から二百六十五度二千二百 五 大久保三角点から三百五十七度千八百 四十メートルの地点	一大久保三角点から二百六十五度三十分 四千六百十メートルの地点
六 大久保三角点から三百四度千二百二十 七 大久保三角点から二百七十一度三十分 八 大久保三角点から二百七十一度四千五 百九十メートルの地点	六 大久保三角点から三百四度千二百二十 七 大久保三角点から三百五十七度千八百 四十メートルの地点	大久保三角点から二百六十五度三十分 五千六百十メートルの地点
第一号の地点から第三号の地点までを順次 に結んだ線と第四号の地点から第六号の地 点までを順次に結んだ線との間の海面	第一号の地点から第三号の地点までを順次 に結んだ線と第四号の地点から第六号の地 点までを順次に結んだ線との間の海面	第一号の地点から第三号の地点までを順次 に結んだ線と第四号の地点から第六号の地 点までを順次に結んだ線との間の海面
一 高後埼灯台（北緯三十三度六分八秒 東 経百二十九度三十九分五十九秒）から七十 二度四千七百メートルの地点	一 高後埼灯台（北緯三十三度六分八秒 東 経百二十九度三十九分五十九秒）から七十 二度四千七百メートルの地点	高後埼灯台（北緯三十三度六分八秒 東 経百二十九度三十九分五十九秒）から七十 二度四千七百メートルの地点
二 高後埼灯台から七十七度四千三百七十 メートルの地点	二 高後埼灯台から七十七度四千三百七十 メートルの地点	高後埼灯台から七十七度四千三百七十 メートルの地点
三 高後埼灯台から百七十四度三十分八十 メートルの地点	三 高後埼灯台から百七十四度三十分八十 メートルの地点	高後埼灯台から百七十四度三十分八十 メートルの地点
四 高後埼灯台から七十四度五千六十メー トルの地点	四 高後埼灯台から七十四度五千六十メー トルの地点	高後埼灯台から七十四度五千六十メートル の地点
六 高後埼灯台から八十四度四千五百七十 メートルの地点	六 高後埼灯台から八十四度四千五百七十 メートルの地点	高後埼灯台から八十四度四千五百七十 メートルの地点
一 トルの地点	一 トルの地点	一 トルの地点
東ソーリ向株式会社護岸南東端から百二十一 度五十メートルの地点（以下A地点とい う。）から四十四度千三百五十五メートルの地 点まで引いた線及び同地点から十度四百十 メートルの地点まで引いた線とA地点から 百二十九度二百メートルの地点から四十四 度千三百三十メートルの地点まで引いた線	東ソーリ向株式会社護岸南東端から百二十一 度五十メートルの地点（以下A地点とい う。）から四十四度千三百五十五メートルの地 点まで引いた線及び同地点から十度四百十 メートルの地点まで引いた線とA地点から 百二十九度二百メートルの地点から四十四 度千三百三十メートルの地点まで引いた線	東ソーリ向株式会社護岸南東端から百二十一 度五十メートルの地点（以下A地点とい う。）から四十四度千三百五十五メートルの地 点まで引いた線及び同地点から十度四百十 メートルの地点まで引いた線とA地点から 百二十九度二百メートルの地点から四十四 度千三百三十メートルの地点まで引いた線

稚内		函館	釧路	名称	港の区域	別表第三（第二十一条関係）	新港航路	鹿児島	本港航路	及び同地点から三十五度五百メートルの地
稚内港第二副港防波堤灯台 (北緯四十五度二十四分四十秒 東経百四十一度四十分)	第三区	第一区	第二区	東第三区	第一区	第二区	第三区	鹿児島港本港北防波堤灯台 から八十三度五百七十メートルの地点	鹿児島港本港北防波堤灯台 から二百四十五度百六十五メートルの地点	第一号の地点から第三号の地点までを順次に結んだ線と第四号順次結んだ線との間の海面
ル	ル	二 五 五 メ ー ト ル	二 五 五 メ ー ト ル	百 三 十 メ ー ト ル	五 十 メ ー ト ル	六 十 メ ー ト ル	船 舶 の 長 さ	鹿児島港新港南防波堤灯台から九十度三百メートルの地点まで引いた線及び同灯台から二百七十度百五十メートルの地点まで引いた線及びB地点から二百七十度三百メートルの地点まで引いた線と新港北防波堤突端（以下B地点という。）から九十度百五十メートルの地点まで引いた線との間の海面	鹿児島港本港北防波堤灯台から九十九度百五十メートルの地点まで引いた線と新港北防波堤突端（以下B地点とい	（北緯三十一度三十五分五十四秒 東経百三十度三十四分六秒）から二百八十四度百三十メートルの地点
								鹿児島港本港北防波堤灯台から八十三度五百七十メートルの地点	鹿児島港本港北防波堤灯台から二百四十五度百六十五メートルの地点	（北緯三十一度三十五分五十四秒 東経百三十度三十四分六秒）から二百八十四度百三十メートルの地点
								鹿児島港本港北防波堤灯台から九十九度百五十メートルの地点まで引いた線と新港北防波堤突端（以下B地点とい	鹿児島港本港北防波堤灯台から八十三度五百七十メートルの地点	（北緯三十一度三十五分五十四秒 東経百三十度三十四分六秒）から二百八十四度百三十メートルの地点
								鹿児島港本港北防波堤灯台から九十九度百五十メートルの地点まで引いた線と新港北防波堤突端（以下B地点とい	鹿児島港本港北防波堤灯台から八十三度五百七十メートルの地点	（北緯三十一度三十五分五十四秒 東経百三十度三十四分六秒）から二百八十四度百三十メートルの地点

宇野 境		阪神	舞鶴	清水	富山	伏木	新潟	賀須	横須	京浜	千葉	浜	小名	酒田	塩釜	仙台	八戸
A区域を除いた港域内海面	う。(○)	第一区 大阪第三区	第二区 堺県北第二区、神戸第一区	第二区 富山区	西区 富山区	第五区	第三区	第二区 横浜第四区、横浜第五区	千葉第二区 横浜第四区、横浜第五区	千葉 横浜第四区、横浜第五区	浜 港域内海面全域	第一区、第二区	第一区、第二区	塩釜第一区 塩釜第一区	川水面を除く。)	面及び陸岸により囲まれた河川水面を除く。)	面及び陸岸により囲まれた海
二百メートル	二百メートル	十五メートル	十五メートル	二十五メートル	五十メートル	五十メートル	五十メートル	三十メートル	五十メートル	八十メートル	二十五メートル	三十メートル	二十五メートル	十五メートル	十五メートル	五十メートル	

勇 払 水 路 ( 北 緯 四 所 信 十 及 九 五 度 方 百 五 度 二 百 度 方	X の 点 灯 の 文 字	F の 点 滅 の 文 字	O の 点 滅 の 文 字
勇 払 水 路 ( 北 緯 四 所 信 十 及 九 五 度 方 百 五 度 二 百 度 方	港長の指示を受 けた船舶以外の 船舶は、入出航す ることができる こと。	総トン数五百ト ン未満の入出航 船は、運航を停止 して待たなければ ならないこと。 總トン数五百ト ン以上の入航船 は、水路外におい て出航船の進路を 避けて待たなければ ならないこと。 総トン数五百ト ン未満の入航船 は、入航すること ができること。	総トン数五百ト ン以上の入航船 は、水路外におい て出航船の進路を 避けて待たなければ ならないこと。 総トン数五百ト ン未満の出航船 は、出航するこ とができること。

には閃光白及三色に順秒毎上縫又三色び閃光赤次に六光白及閃光色に順秒毎三色び三赤次に六	個物形鼓色は閃光白及一色に順秒毎一象形の黒又一色び閃光赤次に三閃光一白及閃光色に順秒毎三赤次に三	旗一
こと。してはならないこと。船は、船舶指示を受けることができる	こと。港長の指示を受けた船舶は、船舶以外の航路外において出航する総トン数五百トントン未満の入出航船は、入出航すること。	は、入航することができる。総トン数五百トントン未満の入航船は、航船の進路を避けて待たなければならぬこと。

光及び色順毎三び光次に白三色閃けた船舶は、出入航したこと。	港長の指示を受けること。	長さ百九十メートル（油送船）、入出航することができること。	長さ百九十メートル（油送船）、入航すること。	路外において、出航船の進路を避けて待たなければならないこと。ただし、港長の指示を受けた船舶は、入航することができる。
-------------------------------	--------------	-------------------------------	------------------------	--

○の点滅	Iの点滅	五十五緯所中央四度三（信島）	四十四度三（信島）	四十五緯所中央四度三（信島）
○の点滅	Iの点滅	入航船は、入航すること。	長さ七十メートル以上の出航船（総トン数千トントン未満の船舶を除く。）は、運航を停止して待たなければならぬこと。	入航船は、入航すること。

Fの点滅	○の文字	Xの点滅	Iの点滅	葉千葉航路
○の点滅	Iの点滅	Xの点滅	○の点滅	○の点滅
Fの点滅	○の文字	Xの点滅	Iの点滅	葉千葉航路

Fの点滅	○の点滅	○の点滅	○の点滅	○の点滅
○の点滅	○の点滅	○の点滅	○の点滅	○の点滅

二分十経二分三十五度百秒四十五度緯十五度四東十五度三所信中港葉号中央北千トントル(油送船にあつては、総トン数千トン)以上出航船は、運航を停止して待たなければならぬこと。長さ百四十メートル(油送船にあつては、総トン数千トン)以上出航船は、運航を停止して待たなければならぬこと。長さ百四十メートル(油送船にあつては、総トン数千トン)以上出航船は、運航を停止して待たなければならぬこと。	Xの点灯の文字	白毎二秒による信号面度板す方四及百	二分一秒による信号面度百度、	二分一秒による信号面度百度、	二分一秒による信号面度百度、
港長の指示を受けた船舶以外の船舶は、入出航してはならないこと。 港長の指示を受けた船舶は、入航すること。 港長の指示を受けた船舶は、入航すること。 港長の指示を受けた船舶は、入航すること。 港長の指示を受けた船舶は、入航すること。	赤色光一閃	赤色光一閃	赤色光一閃	赤色光一閃	赤色光一閃

長さ五十メートル以上の入航船(総トン数五百トントン未満の船舶を除く。)は、航路外において、出航船の進路を避けて待たなければならないこと。 長さ五十メートル未満又は総トン数五百トン未満の船舶は、航路外において、出航船の進路を避けて待たなければならないこと。 ただし、港長の指示を受けた船舶は、入航すること。 港長の指示を受けた船舶は、入航すること。 港長の指示を受けた船舶は、入航すること。	赤色光一閃	赤色光一閃	赤色光一閃	赤色光一閃	赤色光一閃
航路外において、出航船の進路を除く。は、航路外において、出航船の進路を避けて待たなければならないこと。 航路外において、出航船の進路を除く。は、航路外において、出航船の進路を避けて待たなければならないこと。 航路外において、出航船の進路を除く。は、航路外において、出航船の進路を避けて待たなければならないこと。	赤色光一閃	赤色光一閃	赤色光一閃	赤色光一閃	赤色光一閃

市原航路	千葉信号標	赤色光一閃	赤色光一閃	赤色光一閃	赤色光一閃
長さ五十メートル以上の出航船(総トン数五百トントン未満の船舶を除く。)は、航路外において、出航船の進路を避けて待たなければならないこと。 長さ五十メートル未満又は総トン数五百トン未満の船舶は、航路外において、出航船の進路を避けて待たなければならないこと。 ただし、港長の指示を受けた船舶は、入航すること。 港長の指示を受けた船舶は、入航すること。 港長の指示を受けた船舶は、入航すること。	赤色光一閃	赤色光一閃	赤色光一閃	赤色光一閃	赤色光一閃

(総トン数五百トントン未満の船舶を除く。)は、航路外において、出航船の進路を避けて待たなければならないこと。 港長の指示を受けた船舶は、入航すること。 港長の指示を受けた船舶は、入航すること。 港長の指示を受けた船舶は、入航すること。	赤色光一閃	赤色光一閃	赤色光一閃	赤色光一閃	赤色光一閃
以上出航船は、運航を停止して待たなければならぬこと。 運航を停止して待たなければならぬこと。 運航を停止して待たなければならぬこと。 運航を停止して待たなければならぬこと。	赤色光一閃	赤色光一閃	赤色光一閃	赤色光一閃	赤色光一閃

三經四十分九秒  
一秒三十九百十七度三東

Oの文字 の点滅	Oの文字 の点滅	Fの文字 の点滅
ル未満又は総ト ン数五百トン未 満の出航船は、 出航することができ ること。	長さ五十メート ル以上の入航船 (総トン数五百 トン未満の船舶 を除く。)は、 航路外において 、出航船の進路 を避けて待たな ければならない こと。	運航を停止して 待たなければな らないこと。
長さ五十メート ル未満又は総ト ン数五百トン未 満の出航船は、 出航することができ ること。	長さ五十メート ル以上の入航船 (総トン数五百 トン未満の船舶 を除く。)は、 航路外において 、出航船の進路 を避けて待たな ければならない こと。	長さ五十メート ル未満又は総ト ン数五百トン未 満の入航船は、 入航することが できること。
長さ百五十メー トル (油送船に あつては、総ト ン数千トン)以 上の入航船は、 航路外において 、出航船の進路 を避けたな ければなら いこと。	長さ百五十メー トル (油送船に あつては、総ト ン数千トン)以 上の出航船は、 運航を停止して 待たなければな らないこと。	長さ百五十メー トル (油送船に あつては、総ト ン数千トン)以 上の出航船は、 運航を停止して 待たなければな らないこと。

Xの文字及びIの文字の交互通減	Xの文字航路内において船舶は、出入航することができる。航路外にある長さ五十メートル以上の入出航船（総トン数五百トン未満の船舶を除く。）は、航路外において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならないこと。	あつては、総トン数千トン）未満の入出航船は、入出航することができる。
互点滅 Xの文字及びOの文字の交互通減	航路外にある長さ五十メートル未満又は総トン数五百トン未満の入出航船は、航路内において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならないこと。 信号が、間もなくIの文字の点滅に変わること。	航路外において航行中の入出航船は、出入航することができる。

Xの文字及びFの航行中の入出航路内において航路外にある長さ五十メートートル未満又は総トン数五百トン未満の入出航船は、航路外にいること。信号が、間もなく〇の文字の点滅に変わること	航路外における長さ五十メートル未満又は総トン数五百トン未満の入出航船は、航路外にいること。信号が、間もなく〇の文字の点滅に変わること
航路外における長さ五十メートル未満又は総トン数五百トン未満の入出航船は、航路外において待たなければならないこと。	航路外における長さ五十メートル未満又は総トン数五百トン未満の入出航船は、航路外にいること。信号が、間もなく〇の文字の点滅に変わること

Xの文字 の点滅	Xの文字 の点灯	船舶の進路	航路内において航 行中の入出航船	船舶は、入出航す ることができる
航路外にある入 航船は、航路	港長の指示を受 けた船舶以外の 船舶は、出入航	船舶は、入航す ること。	船舶は、入航す ること。	航路内において航 行中の入出航船
船舶は、入航す ること。	船舶は、入航す ること。	船舶は、入航す ること。	船舶は、入航す ること。	船舶は、入航す ること。
船舶は、入航す ること。	船舶は、入航す ること。	船舶は、入航す ること。	船舶は、入航す ること。	船舶は、入航す ること。
船舶は、入航す ること。	船舶は、入航す ること。	船舶は、入航す ること。	船舶は、入航す ること。	船舶は、入航す ること。

三秒とす る。)	毎六秒に赤色光三 閃(赤) と閃光と の間隔は 順次に一秒、二秒 及び三秒 とする。)	航路外にある長 い航行中の入出航 船は、入出航す ることができる こと。	信号が、間もなく毎二秒に白色光一閃に変わること。 航路外において、航路内において航行中の入出航船は、入出航することができる こと。
信号が、間もなく毎二秒に赤色	、出入航するこ とができること	と。ただし、港 長の指示を受け 航路外にある長 い航行中の入出航 船は、入出航す ること。	と。ただし、港 長の指示を受け 航路外における長 い航行中の入出航 船は、入出航す ること。

Oの文字 の点滅	Fの文字 の点滅	一分 一秒 (二 十)
出航船は、出航 することができ ること。	長さ百メートル 以上の入航船は、 航路外において、 出航船の進路を避けて待た なければならないこと。 港長の指示を受 けた船舶は、入航する ことができる。 長さ三百メートル (油送船にあ つては、総トン 数五千トン)以 上の入航船は、 航路外において、 出航船の進路を避けて待た なければならないこと。 長さ三百メートル (油送船にあ つては、総トン 数五千トン)以 上の出航船は、 運航を停止し、待 たなければなら ないこと。 長さ三百メート ル(油送船にあ つては、総ト ン数五千トン) 満の入出航船は、 出入航するこ とができるこ と。	、出航すること。 出航船は、出航 することができ ること。

X及びIの文字の交換	Xの文字及びOの交換	互点滅
航路外にある長さ百メートル以上、航路外において航行中の入出航船は、航路内において航行中の入出航船の進路を避けた後、航路外に航行することができる。ただし、港長の指示を受けた船舶は、入出航することができない。	航路内において航行中の入出航船は、航路外において航行中の入出航船の進路を避けた後、航路外に航行することができる。ただし、港長の指示を受けた船舶は、入出航することができない。	航路外において航行中の入出航船は、航路外において航行中の入出航船の進路を避けた後、航路外に航行することができる。ただし、港長の指示を受けた船舶は、入出航することができない。

Xの点滅	Xの文字及びFの文字の交換	互点滅
航路外にある長さ百メートル未満の入出航船は、出入航することができる信号が、問もなくOの文字の点滅に変わること	航路内において航行中の入出航船は、入出航することができる航路外にある長さ百メートル以上の入出航船は、航路外において、航路内において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。ただし、港長の指示を受けた船舶は、入出航すること。	航路外における長さ百メートル未満の入出航船は、入出航すること。
航路外において航路内において航路外にある長さ百メートル未満の入出航船は、入出航することができる信号が、問もなくFの文字の点滅に変わること	航路外において航路内において航路外にある長さ百メートル未満の入出航船は、入出航すること。	航路外において航路内において航路外における長さ百メートル以上の入出航船は、航路外において、航路内において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。ただし、港長の指示を受けた船舶は、入出航すること。
航路外において航路内において航路外における長さ百メートル以上の入出航船は、入出航すること。	航路外において航路内において航路外における長さ百メートル以上の入出航船は、入出航すること。	航路外において航路内において航路外における長さ百メートル以上の入出航船は、航路外において、航路内において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。ただし、港長の指示を受けた船舶は、入出航すること。



Kの文字 の点滅	東行船は、東行 航しようとすると 航しようとしたが、 未満の西行船は、 西行すること。 ができる。
Tの文字 の点灯	こと。ただし、 田辺運河に入 り、京浜運河内に おいて田辺運河 から出航しようと する総トン数 千トン以上の東行 船の進路を避 けて待たなければ ならないこと。 ができる。
Tの文字 の点灯	こと。ただし、 田辺運河から 出航しようとす ること。ただし、 未満の西行船は、 西行すること。 ができる。
Tの文字 の点灯	こと。ただし、 田辺運河から 出航しようとす ること。ただし、 未満の西行船は、 西行すること。 ができる。
Tの文字 の点灯	こと。ただし、 田辺運河から 出航しようとす ること。ただし、 未満の西行船は、 西行すること。 ができる。

Tの文字 の点滅	Xの文字 の点灯	Xの文字 の点滅	Xの文字 の点滅	Xの文字 の点滅
総トン数千トン 未満の東行船は 東行すること ができること。	西行船は、西行 航しようとする こと。ただし、 田辺運河に入 り、京浜運河内に おいて田辺運河 から出航しよう とする総トン数 千トン以上の西 行船の進路を避 けて待たなければ ならないこと。	航しようとする こと。ただし、 田辺運河に入 り、京浜運河内に おいて田辺運河 から出航しよう とする総トン数 千トン以上の西 行船の進路を避 けて待たなければ ならないこと。	航しようとする こと。ただし、 田辺運河に入 り、京浜運河内に おいて田辺運河 から出航しよう とする総トン数 千トン以上の西 行船の進路を避 けて待たなければ ならないこと。	航しようとする こと。ただし、 田辺運河に入 り、京浜運河内に おいて田辺運河 から出航しよう とする総トン数 千トン以上の西 行船の進路を避 けて待たなければ ならないこと。
港長の指示を受 けた船舶は、東行又 は西行してはな らないこと。 Iの文 字見 信 号	船舶は、東行又 は西行してはな らないこと。 Iの文 字見 信 号	東行又は西行し ようとする航行 中の船舶は、そ れぞれ東行又は 西行することが できること。	東行又は西行し ようとする航行 中の船舶は、そ れぞれ東行又は 西行することが できること。	東行又は西行し ようとする停泊 中の船舶は、運 航を開始しては ならないこと。

京浜第二運河線、所信號をだらんと南北に走る。この間に、五百九十九百の点で、南北に扇端線が接続する。このうち、五百三十二の点は、西側に扇島線が、東側に東端線が引かれてゐる。五百三十二の点は、西側に扇島線が、東側に東端線が引かれてゐる。

の 点滅	T の 文 字	の 点灯	T の 文 字
千トン以上の東行船の進路を避けて待たなければならぬこと。	総トン数千トン以上の西行船は、運航を停止して待たなければならないこと。	未満の西行船は、西行すること。	千トン以上の東行船の進路を避けて待たなければならぬこと。

Tの点滅	Tの文字	Tの点灯
総トン数千トン以上の中行船は、運航を停止して待たなければならないこと。	西行船は、西行すること。ただし、塩浜運河に入航しようとする以上の西行船は、京浜運河内において塩浜運河から出航しようとする総トン数千トン以上の西行船の進路を避けたければならないこと。	西行船は、西行すること。ただし、塩浜運河に入航しようとする総トン数千トン以上の東行船は、運航を停止して待たなければならぬこと。
総トン数千トン以上の東行船は未満の東行船は	西行船は、西行すること。ただし、塩浜運河に入航しようとする以上の西行船は、京浜運河内において塩浜運河から出航しようとする総トン数千トン以上の東行船は、運航を停止して待たなければならぬこと。	西行船は、西行すること。ただし、塩浜運河に入航しようとする総トン数千トン以上の東行船は、運航を停止して待たなければならぬこと。

面。岸及びいま東二ら号川一度八端鳥線区河京 た围にびたで扇度二所崎たに十か町、（第一浜 海まよ陆线引岛に百か信、引六ら东千C四运	
二分四十秒三十分三十（号大秒三十九百秒三十三（号川 一秒三十九百秒三十五北緯師十六度三東十五北緯 十五度三東十一度三所信四分四十秒五分度三所信	
Xの点滅の文字 Xの点滅の文字 Xの点滅の文字 Xの点滅の文字 Xの点滅の文字 Xの点滅の文字	
のK 点 灯 の文 字 による向七及五所大板す方七所川おいては、 による。号に十び十度の師並る向十の崎信号 号面度二六、二信び信に一度二百号 板す方百度百十号に号面度	
東行船は、東行 すること。ただし 、大師運河から 出航しようとする 総トン数干ト ン以上の東行船 して待たなけれ れ	

Tの文字 の点灯	Kの文字 の点滅
	以上の西行船は、運航を停止して待たなければならぬこと。大師運河から出航しよとすると、総トン数千トン以上の西行船は、運航を停止して待たなければならないこと。

航路	航路内において、航路外にある入航は、入出航することができる	Xの文字	Xの点滅	航路内において、航路外において、航路内において航行中の入出航は、入出航することができる	航路内において、航路外において、航路内において航行中の入出航は、入出航することができる
かの 一 七千十二台堤黒横 ら地ト十八六百か西防浜水 二点ルメ百度八ら灯波大路 四四十経五分二十(号大 秒)十九百秒二十五緯 分度三東十八度三所信 度の港並る向十び十度所大 及二信び信に一二一、の黒 び十号に号面度百度百十信 八五所内板す方七及九七号	Xの点滅	の文字	Xの点滅	航路内において、航路外において、航路内において航行中の入出航は、入出航することができる	航路内において、航路外において、航路内において航行中の入出航は、入出航することができる
かの 一 七千十二台堤黒横 ら地ト十八六百か西防浜水 二点ルメ百度八ら灯波大路 四四十経五分二十(号大 秒)十九百秒二十五緯 分度三東十八度三所信 度の港並る向十び十度所大 及二信び信に一二一、の黒 び十号に号面度百度百十信 八五所内板す方七及九七号	Xの点滅	の文字	Xの点滅	航路内において、航路外において、航路内において航行中の入出航は、入出航することができる	航路内において、航路外において、航路内において航行中の入出航は、入出航することができる
かの 一 七千十二台堤黒横 ら地ト十八六百か西防浜水 二点ルメ百度八ら灯波大路 四四十経五分二十(号大 秒)十九百秒二十五緯 分度三東十八度三所信 度の港並る向十び十度所大 及二信び信に一二一、の黒 び十号に号面度百度百十信 八五所内板す方七及九七号	Xの点滅	の文字	Xの点滅	航路内において、航路外において、航路内において航行中の入出航は、入出航することができる	航路内において、航路外において、航路内において航行中の入出航は、入出航することができる

		西航路に引いた線の横度	三十三分度号	内緯度	北緯度	三十九秒	度	港信所
Oの点滅文字	Iの点滅文字	十五度方による信号板						
長さ五百メートル未満又は総トン数五百トントン未満の入航船は、港長の指示を受けて、出航することができる。ただし、港長の指示を受けた船舶は、航路を避けて待たなければならぬこと。長さ五十メートル未満又は総トン数五百トントン未満の船舶を除く。(総トン数五百トントン以上の入航船は、航路外において、出航船の進路を避けて待たなければならないこと。ただし、港長の指示を受けた船舶にあつては入航し、東水路から入航しては入航することができる。)信号が、間もなくOの文字の点滅に変わること。	長さ五十メートル以上の出航船(総トン数五百トントン未満の船舶を除く。)は、航路を停止して待たなければならぬこと。ただし、港長の指示を受けた船舶は、航路外において、出航船は、航路を避けて待たなければならないこと。長さ五十メートル未満又は総トン数五百トントン未満の船舶は、航路外において、出航船は、航路を避けて待たなければならないこと。	入航船は、入航することができる。ただし、港長の指示を受けた船舶は、航路外において、出航船は、航路を避けて待たなければならないこと。	長さ百六十メートル(油送船に付属する船舶)以上(総トン数五百トントン未満の船舶を除く。)の船舶は、航路を停止して待たなければならぬこと。ただし、港長の指示を受けた船舶は、航路外において、出航船は、航路を避けて待たなければならないこと。	長さ百六十メートル(油送船に付属する船舶)以上(総トン数五百トントン未満の船舶を除く。)の船舶は、航路を停止して待たなければならぬこと。ただし、港長の指示を受けた船舶は、航路外において、出航船は、航路を避けて待たなければならないこと。	長さ百六十メートル(油送船に付属する船舶)以上(総トン数五百トントン未満の船舶を除く。)の船舶は、航路を停止して待たなければならぬこと。ただし、港長の指示を受けた船舶は、航路外において、出航船は、航路を避けて待たなければならないこと。	長さ百六十メートル(油送船に付属する船舶)以上(総トン数五百トントン未満の船舶を除く。)の船舶は、航路を停止して待たなければならぬこと。ただし、港長の指示を受けた船舶は、航路外において、出航船は、航路を避けて待たなければならないこと。	長さ百六十メートル(油送船に付属する船舶)以上(総トン数五百トントン未満の船舶を除く。)の船舶は、航路を停止して待たなければならぬこと。ただし、港長の指示を受けた船舶は、航路外において、出航船は、航路を避けて待たなければならないこと。	長さ百六十メートル(油送船に付属する船舶)以上(総トン数五百トントン未満の船舶を除く。)の船舶は、航路を停止して待たなければならぬこと。ただし、港長の指示を受けた船舶は、航路外において、出航船は、航路を避けて待たなければならないこと。

		X及びIの文字の交換	Fの点滅文字
長さ五百メートル未満又は総トン数五百トントン未満の入航船は、航路外において、出航船の進路を避けて待たなければならないこと。ただし、港長の指示を受けた船舶は、航路外において、出航船は、航路を避けて待たなければならないこと。	長さ五百メートル未満又は総トン数五百トントン未満の船舶は、航路外において、出航船は、航路を避けて待たなければならないこと。	長さ百六十メートル(油送船に付属する船舶)以上(総トン数五百トントン未満の船舶を除く。)の船舶は、航路を停止して待たなければならぬこと。	入航することができる。

		X及びOの文字の交換	
長さ五百メートル未満又は総トン数五百トントン未満の入航船は、航路外において、出航船の進路を避けて待たなければならないこと。ただし、港長の指示を受けた船舶は、航路外において、出航船は、航路を避けて待たなければならないこと。	長さ五百メートル未満又は総トン数五百トントン未満の船舶は、航路外において、出航船は、航路を避けて待たなければならないこと。	長さ五百メートル未満又は総トン数五百トントン未満の船舶は、航路外において、出航船は、航路を避けて待たなければならないこと。	信号が、間もなくIの文字の点滅に変わること。

		X及びFの文字の交換	
長さ五百メートル未満又は総トン数五百トントン未満の入航船は、航路外において、出航船の進路を避けて待たなければならないこと。ただし、港長の指示を受けた船舶は、航路外において、出航船は、航路を避けて待たなければならないこと。	長さ五百メートル未満又は総トン数五百トントン未満の船舶は、航路外において、出航船は、航路を避けて待たなければならないこと。	長さ五百メートル未満又は総トン数五百トントン未満の船舶は、航路外において、出航船は、航路を避けて待たなければならないこと。	西水路内において航行中の入出航船は、入出航することができる。

航路		東水路 (西水路を除く) を横浜にたどる		本牧号(北緯二十九度二十分)		一分経過(西水路を除く)の点滅		二分経過(西水路を除く)の点滅		一分経過(西水路を除く)の点滅	
Iの文字	Xの点滅	Iの文字	Xの点滅	Iの文字	Xの点滅	Iの文字	Xの点滅	Iの文字	Xの点滅	Iの文字	Xの点滅
長さ五十メートル未満又は総長さ五十五メートル未満の船舶は、出航することができる。ただし、港長の指示を受けた船舶は、入航すること。港長の指示を受けて待たなければならないこと。たゞ、港長の指示を受けた船舶は、入航すること。	○の点滅	長さ五十メートル未満又は総長さ五十五メートル未満の船舶は、出航すること。ただし、港長の指示を受けた船舶は、入航すること。	○の点滅								

Oの点滅	Fの点滅
○の点滅	○の点滅

X及びOの文字の交換の点滅	X及びIの文字の交換の点滅
○の点滅	○の点滅

X及びFの文字の交換の点滅	X及びIの文字の交換の点滅
○の点滅	○の点滅

新潟区

Fの点滅の文字	長さ二百七十五メートル（油送船）以上の入航船は、水路外において、出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。長さ二百七十五メートル（油送船）にあつては、総トン数五千トン以上（油送船）の出航船は、運航を停止して待たなければならないこと。 トール（油送船）にあつては、総トン数五千トン以上（油送船）の出航船は、運航を停止して待たなければならないこと。 トーン未満の船舶を除く。は、水路外において航行中の入出航船（総トン数五百トン未満の船舶を除く。）は、水路内において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならないこと。 ただし、港長の指示を受けた船舶は、入出航
---------	---

Xの文字及びOの航行中の入出航文字の交換に減ること	未満又は総トン数五百トン未満の入出航船は、入出航することができる。また、Xの文字及びOの航行中の入出航船は、入出航することができる。	未満又は総トン数五百トン未満の入出航船は、入出航することができる。また、Xの文字及びOの航行中の入出航船は、入出航することができる。
未満又は総トン数五百トン未満の入出航船は、入出航することができる。また、Xの文字及びOの航行中の入出航船は、入出航することができる。	未満又は総トン数五百トン未満の入出航船は、入出航することができる。また、Xの文字及びOの航行中の入出航船は、入出航することができる。	未満又は総トン数五百トン未満の入出航船は、入出航することができる。また、Xの文字及びOの航行中の入出航船は、入出航することができる。

Xの文字の点滅	X及びFの文字の交差点滅
水路内において航行中の出入航船の進路を避けて待たなければならぬこと。 水路外において航行中の出入航船は、未満又は総トン数五百トン未満の船舶は、入出航することができる。信号が、間もなくFの文字の点滅に変わること。	水路外における長さ五十メートル以上の出入航船（総トン数五百トン未満の船舶を除く。）は、水路外において、水路内において航行中の出入航船の進路を避けて待たなければならぬこと。 ただし、港長の指示を受けた船舶は、出入航すること。 水路外にある長さ五十メートル未満又は総トン数五百トン未満の出入航船は、未満又は総トン数五百トン未満の船舶は、入出航することができる。信号が、間もなくFの文字の点滅に変わること。

号金城信所		東水路に	Xの文字の点灯	。灯に変わること
十六秒	十六度三十分六度	おいては、 北緯三十三百十度 東経六十度	十六分六度方向に面する信号	港長の指示を受けた船舶以外の船舶は、入出航してはならないこと。
十六秒	十六度三十分六度	十六分六度方向に面する信号	十六分六度方向に面する信号	十六分六度方向に面する信号

互文及びXの文字の点滅のI文字の交換	Fの文字の点滅又はEの文字の点滅	こと。ただし、港長の指示を受けること。ただし、船舶は、入航すること。ただし、港長の指示を受けた船舶は、入航すること。
(総トン数五百トントル以上に水路外における船舶航行中の出入航船があること。)と(総トン数五百トントル以上に水路内における船舶航行中の出入航船があること。)	長さ二百七十メートル未満又は総トン数五百トントル以上に水路外における船舶航行中の出入航船があること。	長さ五十メートル未満又は総トン数五百トントル以上に水路内における船舶航行中の出入航船があること。

互文及びXの文字の点滅のO文字の交換	トントン未満の船舶を除く。)は、水路外において航行中の船舶は、入航すること。
(総トン数五百トントル以上に水路外における船舶航行中の出入航船があること。)と(総トン数五百トントル以上に水路内における船舶航行中の出入航船があること。)	水路外に水路内において航行中の船舶は、入航すること。

互文及びXの文字の点滅及びFの文字の交換	五百トントン未満又は総トン数五百トントン未満の船舶を除く。)は、水路内において航行中の船舶は、入航すること。
(総トン数五百トントル以上に水路外における船舶航行中の出入航船があること。)と(総トン数五百トントル以上に水路内における船舶航行中の出入航船があること。)	水路外に水路内において航行中の船舶は、入航すること。

互文及びXの文字の点滅及びWの文字の交換	X及びEの文字の交換
(総トン数五百トントル以上に水路外において航行中の船舶航行中の出入航船があること。)と(総トン数五百トントル以上に水路内において航行中の船舶航行中の出入航船があること。)	水路外に水路内において航行中の船舶航行中の出入航船があること。

Oの文字 の点滅	Fの文字 の点滅	出航船は、出航 すること。
長さ五十メートル以上の入航船 (総トン数五百トン未満の船舶 を除く。)は、 水路外において 、出航船の進路 を避けて待たなければならぬこと。	長さ百七十五メートル未満又は総トン数五百トン未 シ数五百トン未 ル以上の入航船は、 入航することができるこ と。	長さ五百トン未 シ数五百トン未 ル(油送船 にあっては、総 トン数五千ト ン)以上の入航 船は、水路外に おいて、出航船 の進路を避けて 待たなければな らないこと。
長さ百七十五メートル(油送船 にあっては、総 トン数五千ト ン)以上の中航 船は、運航を停 止して待たなければならぬこと。 と。	長さ百七十五メートル(油送船 にあっては、総 トン数五千ト ン)以上的出航 船は、運航を停 止して待たなければならぬこと。 と。	長さ百七十五メートル(油送船 にあっては、総 トン数五千ト ン)未満の入出

Xの文字及びTの文字の交互点滅	Xの文字及びIの文字の交互点滅	航船は、出入航すること。
水路外にある長さ五十メートル未満又は総トン数五百トン未満の船舶（総トン数五百トン未満の船舶を除く。）は、水路外において航行中の出入航船は、入出航することができる。	水路内において航行中の出入航船は、入出航すること。	航船は、出入航すること。
水路外において航行中の出入航船は、入出航すること。	水路内において航行中の出入航船は、入出航すること。	航船は、出入航すること。
水路外において航行中の出入航船は、入出航すること。	水路内において航行中の出入航船は、入出航すること。	航船は、出入航すること。
水路外において航行中の出入航船は、入出航すること。	水路内において航行中の出入航船は、入出航すること。	航船は、出入航すること。

X 及 び F の 文 字 船 は、 入 出 航 す	X 及 び O の 文 字 及 び O の 交 換 点 減	水路外にある長さ五十メートル未満又は総トン数五百トン未満の入出航船は、入出航することができる。信号が、間もなくTの文字の点滅に変わることで、待たなければならぬこと。
水路内において航行中の入出航船は、入出航することができる。信号が、間もなくOの文字の点滅に変わること	水路内において航行中の入出航船は、入出航することができる。信号が、間もなくOの文字の点滅に変わること	水路外にある長さ五十メートル未満又は総トン数五百トン未満の入出航船は、入出航することができる。信号が、間もなくTの文字の点滅に変わることで、待たなければならぬこと。

X の 文 字 及び I の 文 字 の 交 互 点 滅	は W の 文 字 の 点 滅
長さ百七十五メートル（油送船）にあつては、総トン数五千トントン以上のお航 船は、運航を停止して待たなければならぬこと。	にあつては、総トン数五千トントン以上の入航おいて、出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。
長さ百七十五メートル（油送船）にあつては、総トン数五千トントン以上のお航 船は、運航を停止して待たなければならぬこと。	長さ百七十五メートル（油送船）にあつては、総トン数五千トントン以上のお航 船は、水路外において、出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。
水路外にある長さ五十メートル以上の入出航船（総トン数五百トン未満の船舶を除く。）は、水路外において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならないこと。	水路外にある長さ五十メートル以上の入出航船（総トン数五百トン未満の船舶を除く。）は、水路外において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならないこと。
水路外にある長さ五十メートル未満又は総トン五百トン未満の船舶は、水路内において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならないこと。	水路外における長さ五十メートル未満又は総トン五百トン未満の船舶は、水路内において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならないこと。

X及びOの文字の交換	水路内において航行中の船舶は、出入航すること。X及びOの文字の交換は、間もなくIの文字の点滅に変わること。
水路外における長さ五十メートル以上の船舶は、水路内において航行中の船舶は、出入航すること。	水路外における長さ五十メートル以上の船舶は、水路内において航行中の船舶は、出入航すること。

E及びFの文字の交換	以上の中出航船（総トン数五百トントン未満の船舶を除く。）は、水路外において航行中の船舶は、航船の進路を避けたなければならないこと。
水路外における長さ五十メートル以上の船舶は、水路内において航行中の船舶は、出入航すること。	水路外における長さ五十メートル以上の船舶は、水路内において航行中の船舶は、出入航すること。

Xの点滅文字	信号が、間もなくEの文字の点滅に変わること。
水路外における長さ五十メートル以上の船舶は、水路内において航行中の船舶は、出入航すること。	水路外における長さ五十メートル以上の船舶は、水路内において航行中の船舶は、出入航すること。

Oの点滅文字	北水路
Iの点滅文字	秒分五十経三分五緯所北名号金所五十六百秒二度三へ信古城十二度三東十五北号屋
Xの点灯文字	港長の指示を受けた船舶以外の船舶は、出入航してはならないこと。

Eの文字 の点滅	Fの文字 の点滅
長さ百七十五メートル（油送船）以上 にあつては、総トン数五千トン未満の入航 船舶は、入出航することができる。 長さ百七十五メートル（油送船）以上 にあつては、総トン数五千トン未満の入航 船舶は、入出航すること。	長さ五十メートル未満又は総トン数五百 トン未満の船舶を除く。は、水路外において 、出航船の進路を避けて待たなければなら うこと。 長さ百七十五メートル未満（油送船）未 満の入航船は、入航することができる。 長さ百七十五メートル（油送船）未満にあ つては、総トン数五千トン未満以上の入航 船は、水路外において、出航船の進路を避 けて待たなければならぬこと。 長さ百七十五メートル（油送船）未満にあ つては、総トン数五千トン未満の入航 船舶は、運航を停止して待たなければなら ぬこと。

Wの文字 の点滅	船は、水路外において、出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。 長さ百七十五メートル（油送船）にあっては、総トン数五千トントン以上の中航船は、運航を停止して待たなければならぬこと。 長さ百七十五メートル（油送船）にあっては、総トン数五千トントン未満の中航船は、入航することができる。ただし、西水路を航行して出航しようとする長さ五十メートル以上の船舶（総トン数五百トン未満の船舶を除く。）は、運航を停止して待たなければならないこと。 長さ百七十五メートル（油送船）にあっては、総トン数五千トントン以上の入航船は、水路外において、出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。
-------------	--

Xの文字及びOの文字の交互点滅	Xの文字及びOの文字の交互点滅
水路外にある長さ五十メートル以上の入出航船（総トン数五百トン未満の船舶を除く。）は、水路外にある長さ五十メートル以上の入出航船（総トン数五百トン未満の船舶を除く。）は、航行中の入出航船は、入出航することができる。信号が、間もなくOの文字の点滅に変わることができる。	水路内において航行中の入出航船は、入出航することができる。信号が、間もなくOの文字の点滅に変わることができる。水路外において航行中の入出航船（総トン数五百トン未満の船舶を除く。）は、水路外において航行中の入出航船（総トン数五百トン未満の船舶を除く。）は、航行中の入出航船は、入出航することができる。

市日四 航及第一 路午航 起路	秒分三十経五十五十(信防三四八度三東分五十(信四 北緯四十六百秒四十四秒分三十経九十四度三所市 北緯十九度三東十六度三所堤市十十六百秒七度三所市	Xの文字 の点灯	行中の入出航 の進路を避けて 待たなければな らないこと。 信号が、間もな くXの文字の点 灯に変わること 。灯はならない こと。港長の指示を受 けた船舶以外の 船舶は、出入航 してはならない こと。
閃赤色光一 閃白光一 閃白光一	毎二秒に 毎二秒に 毎二秒に	総トン数五百ト ン未満の出航船 は、出航するこ とができること 。とがで きること。 第一航路 として出航しよ うとする船 舶は、運航 して待たな ければなら ないこと。 午起航路 して出航しよ うとする總 船舶は、 五百トン未 満の出航す ること。 午起航路 して出航を 航行して待 たないこ と。船 舶は、運 航しよ うとする總 船舶は、 五百トン未 満の出航す ること。	総トン数五百ト ン以上の出航船 は、運航を停止 して待たなけれ ばならないこと 。ばなら ないこと 。とがで きること 。とがで きること 。午起航路 して出航を 航行して待 たないこ と。船 舶は、運 航しよ うとする總 船舶は、 五百トン未 満の出航す ること。

閃 <sup>ハ</sup> 赤 色 光 二	毎三秒に第一航路を航行 <sup>二</sup> して出航しようとする総トン数五百トン以上の船舶は、運航を停止して待たなければならないこと。 第一航路を航行して出航しようとする総トン数五百トン未満の船舶は、出航することができるること。 午起航路を航行して出航しようとする船舶は、出航することができるること。 総トン数五百トン以上の入航船は、航路外において、出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。 総トン数五百トン未満の入航船は、入航することができるこ
---------------------------------	---

南港水路	(北緯三所十所及び二号)	南港信及び二号	光色順毎六秒に三閃	光色順毎六秒に三閃	光色順毎三秒に一閃	五分二十秒(三十五度十五度)
総トン数五百トン未満の出航船は、出航すること。総トン数五百トン以上の入航船は、航路外において、出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。 総トン数五百トン未満の入航船は、航路外において、出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。 総トン数三千トン未満の入航船は、運航を停止して待たなければならないこと。 総トン数三千トン以上の中の出航船は、運航を停止して待たなければならぬこと。 港長の指示を受けた船舶以外の船舶は、出入航することはできる。 船舶は、出入航することはできない。 してはならないこと。	総トン数三千トン未満の入航船は、航路外において、出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。 総トン数三千トン以上の出航船は、運航を停止して待たなければならぬこと。 総トン数三千トン以上の入航船は、航路外において、出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。 総トン数三千トン未満の入航船は、運航を停止して待たなければならぬこと。 港長の指示を受けた船舶以外の船舶は、出入航することはできない。 船舶は、出入航することはできない。 してはならないこと。	総トン数五百トン未満の出航船は、出航すること。総トン数五百トン以上の入航船は、航路外において、出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。 総トン数五百トン未満の入航船は、航路外において、出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。 総トン数五百トン以上の出航船は、運航を停止して待たなければならぬこと。 総トン数五千トン未満の入航船は、運航を停止して待たなければならぬこと。 港長の指示を受けた船舶以外の船舶は、出入航することはできない。 船舶は、出入航することはできない。 してはならないこと。	総トン数五百トン未満の出航船は、出航すること。総トン数五百トン以上の入航船は、航路外において、出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。 総トン数五百トン未満の入航船は、航路外において、出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。 総トン数五百トン以上の出航船は、運航を停止して待たなければならぬこと。 総トン数五千トン未満の入航船は、運航を停止して待たなければならぬこと。 港長の指示を受けた船舶以外の船舶は、出入航することはできない。 船舶は、出入航することはできない。 してはならないこと。			

Xの文字及びOの交文字の点滅	水路内において航行中の入出航船は、入出航することができる。水路外にある総トン数五百トン未満の入出航船は、入出航することができる。	Xの文字及びIの航行中の入出航船は、入出航することができる。	水路内において航行中の入出航船は、入出航することができる。
水路外にある総トン数五百トン未満の入出航船は、入出航することができる。	信号が、間もなくIの文字の点滅に変わることと。未満の入出航船は、入出航することができる。	総トン数五百トン未満の入出航船は、入出航すること。	総トン数五千トン以上の出航船は、運航を停止して待たなければならないこと。

Xの文字 の点滅	Xの文字 及びFの文字 の交 互点滅	水路外において、航行中の船舶は、入出航することができる。信号が、間もなくOの文字の点滅に変わることと。未満の入出航船は、入出航することは、水路外における総トン数五百トン以上の入出航船を避けて待たなければならないこと。	水路内において、航行中の船舶は、入出航することができる。信号が、間もなくFの文字の点滅に変わることと。未満の入出航船は、入出航することは、水路外にある総トン数五百トン以上の入出航船を避けて待たなければならないこと。
船舶は、入出航する。水路内において、航行中の入出航	船舶は、入出航する。水路外において、航行中の入出航	船舶は、入出航する。水路内において、航行中の入出航	船舶は、入出航する。水路外において、航行中の船舶は、入出航することができる。信号が、間もなくOの文字の点滅に変わることと。未満の入出航船は、入出航することは、水路外における総トン数五百トン以上の入出航船を避けて待たなければならないこと。

航路 神戸 中央			
秒四十経四十四緯所二神	秒五十十経四十(北)	号神戸	
十四五百秒九度三へ信戸	十三五百秒十四緯	戸	
一分度三東分三十北号第	九分度三東分度三所信		
のI の点滅 文字	る。号面度び二零信神板す方百度百二五所神戸信号	X の点灯 の文字	
。ばしは、入航船は、入航 なで、運航の出航を停船ト らなに、これ止船ト	すること。 ること。 こと。	港長の指示を受 けた船舶以外の 船舶は、入出航 してはならない こと。	水路外にある 航船は、水路 内において航 行中の入出航船 の進路を避けた なければならない こと。 信号が、間もな くXの文字の点 灯に変わること ができる

Xの文字 及びIの文字 船は、入出航す る航路内において	Fの文字 の点減	Oの文字 の点減
総トン数五百トントン未満の出航船は、出航することができる。 総トン数五百トントン以上の入航船は、出航することができる。 総トン数五百トントン未満の入航船は、入航することができること。 総トン数五百トントン未満の入航船は、入航することができること。 総トン数五百トントン以上以上の入航船は、出航することができる。 総トン数五百トントン以上以上の入航船は、入航することができること。 総トン数四万トン（油送船については千トン）以上以上の出航船は、運航を停止して待たなければならないこと。 総トン数四万トン（油送船については千トン）以上以上の出航船は、運航を停止して待たなければならないこと。 未満の入出航船は、入出航することができる。	総トン数五百トントン未満の出航船は、出航することができる。 総トン数五百トントン以上の入航船は、出航することができる。 総トン数五百トントン未満の入航船は、入航することができること。 総トン数五百トントン未満の入航船は、入航することができること。 総トン数五百トントン以上以上の入航船は、出航することができる。 総トン数五百トントン以上以上の入航船は、入航することができること。 総トン数四万トン（油送船については千トン）以上以上の出航船は、運航を停止して待たなければならないこと。 総トン数四万トン（油送船については千トン）以上以上の出航船は、運航を停止して待たなければならないこと。 未満の入出航船は、入出航することができる。	総トン数五百トントン未満の出航船は、出航することができる。 総トン数五百トントン以上の入航船は、出航することができる。 総トン数五百トントン未満の入航船は、入航することができること。 総トン数五百トントン未満の入航船は、入航することができること。 総トン数五百トントン以上以上の入航船は、出航することができる。 総トン数五百トントン以上以上の入航船は、入航することができること。 総トン数四万トン（油送船については千トン）以上以上の出航船は、運航を停止して待たなければならないこと。 総トン数四万トン（油送船については千トン）以上以上の出航船は、運航を停止して待たなければならないこと。 未満の入出航船は、入出航することができる。

文字の交換	互点滅	Xの文字及びOの文字の交換	互点滅
航路外にある総トン数五百トン以上の入出航船を避けて待たなければならぬこと。	航路外において、航路内において航行中の船舶を避けて待たなければならないこと。	航路内において航行中の船舶は、入出航することは、入出航することができる。信号が、間もなくIの文字の点滅に変わること。	航路外にある総トン数五百トン未満の入出航船は、入出航することは、入出航することができる。航路外における総トン数五百トン以上の入出航船を避けて待たなければならないこと。

Fの文字の点滅	Xの文字及びIの文字の交互点滅	Iの文字
長さ二百メートル以上の入航船は、航路外において、出航船の進路を避けて待たなければならないこと。	長さ二百メートル以上の出航船は、運航を停止して待たなければならないこと。	ができる」と
長さ二百メートル未満の入航船は、入出航することはできないこと。	長さ二百メートル未満の入航船は、入出航することはできること。	長さ二百メートル未満の入航船は、入出航することはできないこと。
航路外にある長さ七十メートル以上の入出航船は、航路外において、航路内において航行中の出入航船は、入出航すること。	航路外において、航路内において航行中の出入航船は、入出航すること。	航路外における長さ七十メートル未満の入出航船は、入出航すること。
港長の指示を受けた船舶は、入出航することができること。	港長の指示を受ければならないこと。ただし、出入航することができること。	航路外にある長さ七十メートル未満の入出航船は、入出航することができる。
信号が、間もなくIの文字の点滅	Iの文字	Iの文字

Xの文字及びOの文字の交換による点滅	航路外における船舶の航行中の出入航船は、入出航することができる。航路外にある長さ七十メートル以上の入出航船は、航路外において、航路内に航路外の進路において、航行中の出入航船は、入出航船は、入出航船を避けて待たなければならぬこと。ただし、港長の指示を受けた船舶は、入出航することができること。信号が、間もなくOの文字の点滅に変わること。
Xの文字及びFの文字の交換による点滅	航路外にある長さ七十メートル以上の入出航船は、航路外において、航路内において、航行中の出入航船は、入出航船を避けて待たなければならないこと。ただし、港長の指示を受

門 関  
水 早  
路 鞠  
瀬 戸

十九秒 分五三東十七度三所信  
十九度七分百秒四十三緯 鞠  
十九度七分八秒五十五經早北号

Xの点滅	Xの文字	Xの点滅	Xの文字	Xの点滅	Xの文字
の点滅	の点滅	の点滅	の点滅	の点滅	の点滅
Hの文字	Xの点滅	Fの文字	Xの点滅	Gの文字	Xの点滅
の点滅	の点滅	の点滅	の点滅	の点滅	の点滅
による。	による。	による。	による。	による。	による。
七十二度	及び二百五度	方向に面する	信号板に	航路外に	航路内において
度	度	する	する	ある	ある
総トン数一万	（油送船に	港長の指示を受	航路内の中の入出	未満の入出航船は、	出航することなど
ン（油送船に	けた船舶以外の	けた船舶は、入出	航船は、入出航す	航路外にある員	できることがある。
つては三千	船舶は、入出	してはならない	ることができること。	さ七十メートリ	けた船舶は、
ン）以上の東行	こと。	こと。	こと。	未満の入出航船は、	出航することなど
船があるから				は、入出航すこと	できることがある。

除第五松路奥若  
く。六区区及洞松水  
一区及一び海路  
をび篠若航

秒四十經一分五十(号牧九分度百秒二十三緯所口若 十八度百秒二十三緯山秒三五三東十六度三一信松 一分四三東十三度三所信十十經二分五十北号港	百十号に号面度百度百五度所牧信に一三十度百五信若 七五所二板す方四及六度、の山号面度百度、二十一号松 十度の島並る向十び十、二十信板す方五及二十一度所港 六、九信び信に五三五二百五号、る向十び百六、の口	互文及 H 点滅の T 文 交の字	の T の 点滅 文字
--	--	-------------------------	----------------------

	西行船は、運航に注意しなければならないこと。	総トン数一萬トン（油送船については三千トン）以上の西行船があるから、東行船は、運航に注意しなければならないこと。
--	------------------------	--

Fの文字 の点滅	Xの文字 及び I の文字 の交 互点滅	東の航路外において、出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。
総トン数三百ト ン未満の入航船 は、入航するこ とができること。	総トン数五百ト ン以上の入航船 は、B線以東の 航路外において 、出航船の進路 を避けて待たな ければならない こと。	総トン数五百ト ン以上の出航船 は、B線以東の 航路外において 、出航船の進路 を避けて待たな ければならない こと。
総トン数五百ト ン未満の入航船 は、入航するこ とができること。	総トン数五百ト ン未満の入航船 は、入航するこ とができること。	総トン数五百ト ン未満の入航船 は、入航するこ とができること。
百三十五メート ルの地点から三 百四十九度に引 いた線（以下 B 線という。）以 て、出航船の進 路を避けて待 たなければなら ぬこと。	水路内において の出入航船は、 出入航すること ができる。	水路外において の出入航船は、 出入航すること ができる。
東の航路外にお いて、出航船の 進路を避けて待 たなければなら ぬこと。	水路外において の出入航船は、 出入航すること ができる。	水路外において の出入航船は、 出入航すること ができる。

Xの文字及びOの文字の交互点滅	航行中の出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。 出航しようとすると停泊中の総トン数三百トン以上の船舶は、運航を開始してはならないこと。
水路内において航行中の総トン数三百トン以上の入出航船は、出入航することができる。B線以東の航路外において、水路内において航行中の出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。	信号が、間もなくIの文字の点滅に変わること。
水路内において航行中の総トン数三百トン以上の入出航船は、出入航することができる。B線以東の航路外において、水路内において航行中の出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。	上記の船舶は、運航を開始してはならないこと。
総トン数三百トン未満の入出航船は、入出航すること。	信号が、間もなくOの文字の点滅に変わること。

Xの文字及びFの航行中の総トン数三百トン以上の入出航船は、水路外にある総トン数三百トン以上の入航船は、B線以東の航路外において、水路内において航行中の出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。	Yの文字及びYの交換点滅による信号が、間もなくFの文字の点滅に変わること。	Iの文字及びYの交換点滅による信号が、間もなくFの文字の点滅に変わること。
若松第一区又は松第二区から三百十五度に引いた線以東の航路外におけるA線以下の船舶は、牧山信号所は、牧山信号所から三百十五度松第二区に向かう総トン数三百トン以上の船舶は、牧山信号所から三百十五度松第二区に向かう総トン数三百トン未満の船舶は、運航を開始してはならないこと。	若松第一区又は松第二区から三百十五度に引いた線以東の航路外におけるA線以下の船舶は、牧山信号所は、牧山信号所から三百十五度松第二区に向かう総トン数三百トン未満の船舶は、運航を開始してはならないこと。	若松第一区又は松第二区から三百十五度に引いた線以東の航路外におけるA線以下の船舶は、牧山信号所は、牧山信号所から三百十五度松第二区に向かう総トン数三百トン未満の船舶は、運航を開始してはならないこと。

<p>洞岡北岸壁にかう船舶の進路を避けて待たなければならないこと。</p> <p>総トン数三百トン以上の出航船は、運航を停止して待たなければならないこと。</p> <p>ただし、A線以南の若松第二区から若松第一区又は洞岡北岸壁に向かう船舶は、出航することができる。総トン数三百トン未満の出航船は、出航することができる。</p> <p>総トン数三百トン未満の出航船は、出航することができる。</p> <p>松第二区から出航しようとする船舶は、A線以南の若松第一区又は洞岡北岸壁に向かう船舶は、出航することができること。</p> <p>ただし、A線以南の若松第一区又は洞岡北岸壁からA線以東の航路外において、出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。</p> <p>ただし、A線以南の若松第一区又は洞岡北岸壁からA線以東の航路外において、出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。</p>	<p>Oの文字及びKの文字互点滅</p>
--	----------------------

知高 高 知 水 路		号浦十四度三東三十（号桂 戸秒分三十經十三緯北浜 所信三十三百分度三所信）		Xの文字 の点滅		Xの文字 の点滅	
形すき上色は閃光白秒毎	の点灯	形い円向の黒又一色に二 閃一光白秒毎二色に	Xの文字	水路外にある入航船は、B線以東の航路外において、水路内において航行中の出航船の進路を避けた待たなければならぬこと。	水路内において航行中の出航船は、B線以東の航路外において、水路内において航行中の出航船の進路を避けた待たなければならぬこと。	総トン数三百トン未満の入航船は、入航することはできる	総トン数三百トン未満の入航船は、入航することはできる
未満の出航船は総トン数百トンで待たなければならぬこと。	以上の出航船は運航を停止して待たなければならぬこと。	Xの文字は、間もなくXの文字の点灯に変わること。	港長の指示を受けた船舶以外の船舶は、出入航してはならないこと。	出航しようとする停泊中の船舶は、運航を開始してはならないこと。	信号が、間もなくXの文字の点灯に変わること。	出航船は、入航することはできる	出航船は、入航することはできる
未満の出航船は総トン数百トンで待たなければならぬこと。	以上の出航船は運航を停止して待たなければならぬこと。	Xの文字は、間もなくXの文字の点灯に変わること。	港長の指示を受けた船舶以外の船舶は、運航を開始してはならないこと。	出航しようとする停泊中の船舶は、運航を開始してはならないこと。	信号が、間もなくXの文字の点灯に変わること。	出航船は、入航することはできる	出航船は、入航することはできる

葉千称名の港		(備考) 天候の状況等により夜間の信号を昼間に用いる場合がある。			
別表第五 (第二十条の三関係)		航路		航路	
千葉	千葉	航路	航路	航路	航路
市原	次に掲げる地点を順次に結んだ線及び第 一号に掲げる地点と第十三号に掲げる地 点とを結んだ線により囲まれた海面航 路を除く。)	緯三十五度二十七分五十二秒東経百三 九度五十二分二十八秒)から二十八度三 十分九千五百四十分メートルの地点	東京湾アクアライン海ほたる灯(北	順次に赤 色光三閃 及び白 色	順次に赤 色光三閃 及び白 色
千葉	千葉灯標信号所から十八度三十分四 千九百十メートルの地点	十九度四千三百三十メートルの地点	十九千五百四十分メートルの地点	未満の入出航 船舶は、入出航す ることができる こと。	未満の入出航 船舶は、入出航す ることができる こと。
航路	百八十メートルの地点	四千三百三十メートルの地点	四千葉灯標信号所から六十二度五千八	總トン数五百ト ン以上の出航船 は、運航を停止 して待たなければ ならないこと。	總トン数五百ト ン以上の出航船 は、水路において出航船の進 路を避けて待たな ければならぬこと。

川崎	航路	見航	鶴見	浜路	横路	及航	航路	、	路	浜	路	、	川崎
第一号から第六十四号までに掲げる地点	を順次に結んだ線及び第一号に掲げる地	点と第六十四号に掲げる地点とを結んだ	線により囲まれた海面のうち第六十五号	に掲げる地点から第八十五号までに掲げ	る地点とを結んだ線により囲まれた海面	とを結んだ線により囲まれた海面、第八	十六号に掲げる地点から第八十九号まで	に掲げる地点を順次に結んだ線及び第八	十六号に掲げる地点と第八十九号に掲げ	る地点とを結んだ線により囲まれた海面	並びに第九十号に掲げる地点から第九十	三号までに掲げる地点を順次に結んだ線	及び第九十号に掲げる地点と第九十三号
に掲げる地点とを結んだ線により囲まれ	た海面以外の海面（航路を除く。）	た海面以外の海面（航路を除く。）	た海面以外の海面（航路を除く。）	た海面以外の海面（航路を除く。）	た海面以外の海面（航路を除く。）	た海面以外の海面（航路を除く。）	た海面以外の海面（航路を除く。）	た海面以外の海面（航路を除く。）	た海面以外の海面（航路を除く。）	た海面以外の海面（航路を除く。）	た海面以外の海面（航路を除く。）	た海面以外の海面（航路を除く。）	た海面以外の海面（航路を除く。）
一度三十分四千五百六十メートルの地点	一度三十分四千五百六十メートルの地点	一度三十分四千五百六十メートルの地点	一度三十分四千五百六十メートルの地点	一度三十分四千五百六十メートルの地点	一度三十分四千五百六十メートルの地点	一度三十分四千五百六十メートルの地点	一度三十分四千五百六十メートルの地点	一度三十分四千五百六十メートルの地点	一度三十分四千五百六十メートルの地点	一度三十分四千五百六十メートルの地点	一度三十分四千五百六十メートルの地点	一度三十分四千五百六十メートルの地点	一度三十分四千五百六十メートルの地点
十一十五号地南信号所から二百五十四度六百八十メートルの地点	十二十五号地南信号所から百六十三度二千四百七十メートルの地点	十三十五号地南信号所から百四十二度二千六百六十メートルの地点	十四羽田船舶信号所から三百五十六度四千七百八十メートルの地点	十五羽田船舶信号所から三百四十二度四千七百八十メートルの地点	十六青海信号所から百四十八度三千八百八十一メートルの地点	十七青海信号所から百五十二度三千五百六十メートルの地点	十八青海信号所から百五十五度二千六百六十メートルの地点	十九青海信号所から百十度三十分二千九度九百九十メートルの地点	二十青海信号所から九十三度三千七十九メートルの地点	二十一十五号地南信号所から二百四十九度九百九十一メートルの地点	二十二十五号地南信号所から百八十七度三十分五千五百八十メートルの地点	二十三十五号地南信号所から百七十八度三十分三千二百三十メートルの地点	二十四十五号地南信号所から百八十一度四千三百八十九メートルの地点

二十四	横浜北水堤灯台から百五十二度 三百七十メートルの地点	
二十五	横浜北水堤灯台から百六十一度三 十分二百九十メートルの地点	
二十六	横浜北水堤灯台から百八十九度九 百三十メートルの地点	
二十七	横浜北水堤灯台から百七十六度三 五百六十メートルの地点	
二十八	横浜北水堤灯台から百八十七度九 五百五十メートルの地点	
二十九	横浜北水堤灯台から百八十七度 九百メートルの地点	
三十	横浜北水堤灯台から百九十一度三 十分千九十九メートルの地点	
三十一	横浜北水堤灯台から二百四十四度 三十分千百八十八メートルの地点	
三十二	横浜北水堤灯台から二百五十一度 六百八十メートルの地点	
三十三	横浜北水堤灯台から二百七十六度 三十分千七百八十八メートルの地点	
三十四	横浜北水堤灯台から三百一度千 六百八十八メートルの地点	
三十五	横浜北水堤灯台から三百九度三 十分千五百四十メートルの地点	
三十六	横浜北水堤灯台から二百六十四度 百メートルの地点	
三十七	横浜北水堤灯台から八十五度五 三十八	横浜北水堤灯台から三百三十七度 千二百三十一メートルの地点
三十九	横浜北水堤灯台から三百五十二度 千八百八十九メートルの地点	
四十	横浜北水堤灯台から三百三十七度 千八百十メートルの地点	
四十一	横浜北水堤灯台から三百三十八度 千八百九十九メートルの地点	
四十二	横浜北水堤灯台から二十二度三 横浜北水堤灯台から三百三十七度 千二百三十一メートルの地点	
四十三	横浜北水堤灯台から九十六度三 十分千五百九十メートルの地点	
四十四	横浜北水堤灯台から八十一度三 分千五百二十メートルの地点	
四十五	横浜北水堤灯台から九十六度三 十分千五百九十メートルの地点	
四十六	横浜北水堤灯台から百五度三 分千五百二十メートルの地点	
四十七	横浜大黒防波堤西灯台から二百 三十分千七百九十九メートルの地点	
四十八	横浜北水堤灯台から百八十九度九 百三十メートルの地点	
四十九	横浜北水堤灯台から百八十九度九 百三十メートルの地点	
五十	横浜大黒防波堤西灯台から二百 三十分千七百九十九メートルの地点	
五十一	横浜大黒防波堤西灯台から百三 一度三百三十メートルの地点	
五十二	横浜大黒防波堤東灯台から二百九 度三百三十メートルの地点	
五十三	横浜大黒防波堤東灯台から百三 一度三百三十メートルの地点	
五十四	横浜大黒防波堤東灯台から二百九 度三百三十メートルの地点	
五十五	横浜大黒防波堤東灯台から百三 一度三百三十メートルの地点	
五十六	鶴見信号所から百六十六度三十 度千五百二十メートルの地点	
五十七	鶴見信号所から二百五十四度二 度三十分六百メートルの地点	
五十八	鶴見信号所から二百五十四度三十 度千五百二十メートルの地点	
五十九	鶴見信号所から五百九十六度三 度三百三十メートルの地点	
六十	鶴見信号所から三百二十三度六 度二十メートルの地点	
六十一	鶴見信号所から二百六十三度千 六度二十メートルの地点	
六十二	鶴見信号所から三百三度五百九 度二十メートルの地点	
六十三	鶴見信号所から二百二度七十 度二十メートルの地点	
六十四	川崎信号所から三百三度五百九 度二十メートルの地点	
六十五	川崎信号所から二百二度七十 度二十メートルの地点	
六十六	川崎信号所から三百三度五百九 度二十メートルの地点	
六十七	川崎信号所から二百二度七十 度二十メートルの地点	
六十八	鶴見信号所から百九十四度三十 度千五百六十メートルの地点	
六十九	鶴見信号所から二百八十六度三 度千五百六十メートルの地点	
七十	鶴見信号所から二十二度三十分 度五百七十メートルの地点	
七十一	鶴見信号所から五十一度三十分 度五百七十メートルの地点	

四十八	横浜大黒防波堤西灯台から三百 度千八百二十メートルの地点
四十九	横浜大黒防波堤西灯台から二十 度三十分二百メートルの地点
五十	横浜大黒防波堤西灯台から一百九 度三十分二百メートルの地点
五十一	横浜大黒防波堤西灯台から百三 一度二百メートルの地点
五十二	横浜大黒防波堤東灯台から二百九 度三百三十メートルの地点
五十三	横浜大黒防波堤東灯台から百三 一度三百三十メートルの地点
五十四	横浜大黒防波堤東灯台から二百九 度三百三十メートルの地点
五十五	横浜大黒防波堤東灯台から百三 一度三百三十メートルの地点
五十六	鶴見信号所から五十三度三十分 度三百三十メートルの地点
五十七	鶴見信号所から六十七度三十分 度三百三十メートルの地点
五十八	鶴見信号所から六十七度三十分 度三百三十メートルの地点
五十九	鶴見信号所から五十九度三十分 度三百三十メートルの地点
六十	鶴見信号所から五百九十六度三 度三百三十メートルの地点
六十一	鶴見信号所から五百九十六度三 度三百三十メートルの地点
六十二	鶴見信号所から五百九十六度三 度三百三十メートルの地点
六十三	鶴見信号所から五百九十六度三 度三百三十メートルの地点
六十四	鶴見信号所から五百九十六度三 度三百三十メートルの地点
六十五	鶴見信号所から五百九十六度三 度三百三十メートルの地点
六十六	鶴見信号所から五百九十六度三 度三百三十メートルの地点
六十七	鶴見信号所から五百九十六度三 度三百三十メートルの地点
六十八	鶴見信号所から五百九十六度三 度三百三十メートルの地点
六十九	鶴見信号所から五百九十六度三 度三百三十メートルの地点
七十	鶴見信号所から五百九十六度三 度三百三十メートルの地点
七十一	鶴見信号所から五百九十六度三 度三百三十メートルの地点

七十二	鶴見信号所から四十七度千六十 度メートルの地点
七十三	鶴見信号所から五十度千三百三 度メートルの地点
七十四	鶴見信号所から五十三度三十分 度三百三十メートルの地点
七十五	鶴見信号所から五十九度三十分 度三百三十メートルの地点
七十六	鶴見信号所から五十九度三十分 度三百三十メートルの地点
七十七	鶴見信号所から二百五十四度二 度三十分六百メートルの地点
七十八	鶴見信号所から二百五十五度二 度三十分八百五十メートルの地点
七十九	鶴見信号所から二百五十八度四百 度六十メートルの地点
八十	川崎東扇島防波堤東灯台から十度 八十二度三百三十五度二
八十一	川崎東扇島防波堤東灯台から八 度三百三十五度二
八十二	横浜大黒防波堤東灯台から五十 度三千七百二十メートルの地点
八十三	横浜大黒防波堤東灯台から六十一 度三千五百六十メートルの地点
八十四	横浜大黒防波堤東灯台から六十一 度三千五百六十メートルの地点
八十五	横浜大黒防波堤東灯台から五十 度三千五百六十メートルの地点
八十六	川崎東扇島防波堤東灯台から六 度三千五百六十メートルの地点
八十七	川崎東扇島防波堤東灯台から百 度三千五百七十メートルの地点
八十八	川崎東扇島防波堤東灯台から百 度三千五百七十メートルの地点
八十九	川崎東扇島防波堤東灯台から百 度三千五百七十メートルの地点
九十	川崎東扇島防波堤東灯台から百 度三千五百七十メートルの地点
九十一	横浜大黒防波堤東灯台から五十 度七百六十メートルの地点
九十二	横浜大黒防波堤東灯台から八十八 度七百六十メートルの地点
九十三	横浜大黒防波堤東灯台から九十一 度七百六十メートルの地点
九十四	横浜大黒防波堤東灯台から九十一 度七百六十メートルの地点
九十五	横浜大黒防波堤東灯台から九十一 度七百六十メートルの地点
九十六	横浜大黒防波堤東灯台から九十一 度七百六十メートルの地点
九十七	横浜大黒防波堤東灯台から九十一 度七百六十メートルの地点
九十八	横浜大黒防波堤東灯台から九十一 度七百六十メートルの地点
九十九	横浜大黒防波堤東灯台から九十一 度七百六十メートルの地点
一百	横浜大黒防波堤東灯台から九十一 度七百六十メートルの地点

名	航路、順次に結んだ線及び第一号に掲げる地点
一	名古屋北信号所から百五度三十分六 度七十メートルの地点
二	名古屋北信号所から百五十七度千六 百四十メートルの地点
三	名古屋北信号所から百九十九度三十 度二千二十一メートルの地点
四	名古屋北信号所から二百五度二千六 百四十メートルの地点
五	金城信号所から三百二十三度六 度二十メートルの地点
六	金城信号所から三百三度五百九 度二十メートルの地点
七	金城信号所から三百三度五百九 度二十メートルの地点
八	金城信号所から四十八度三千六百三 度六十メートルの地点
九	金城信号所から四十八度三千六百三 度七十メートルの地点
十	金城信号所から四十八度三千六百三 度七十メートルの地点
十一	金城信号所から五百九度二千九百 度三十メートルの地点
十二	金城信号所から六十五度三千四百七 度七十メートルの地点
十三	金城信号所から七十八度三千七百二 度三十メートルの地点
十四	金城信号所から六十七度二千二百 度三十メートルの地点
十五	金城信号所から六十七度二千二百 度三十メートルの地点
十六	金城信号所から六十六度三十分六 度三百二十メートルの地点
十七	金城信号所から七十九度二千六 度四百二十メートルの地点
十八	高潮防波堤東信号所から七十一度 度三百七十メートルの地点
十九	横浜大黒防波堤東信号所から七十一 度四百七十メートルの地点

十九 高潮防波堤東信号所から八十度三分三十三メートルの地点

二十 高潮防波堤東信号所から八十七度二千七百七十メートルの地点

二十一 高潮防波堤東信号所から八十四度二千三百八十八メートルの地点

二十二 高潮防波堤東信号所から百二十六度三十分九百十メートルの地点

二十三 高潮防波堤東信号所から百二十四度三十分六百六十メートルの地点

二十四 高潮防波堤東信号所から百三十八度六百八十メートルの地点

二十五 高潮防波堤東信号所から百三十二度三十分千七百二十メートルの地点

二十六 高潮防波堤東信号所から百四十八度三十分千九百五十メートルの地点

二十七 高潮防波堤東信号所から百六十一度三十分千八百四十メートルの地点

二十八 高潮防波堤東信号所から百六十七度二千四百七十メートルの地点

二十九 高潮防波堤東信号所から百八十一度三十分二千四百十メートルの地点

三十 高潮防波堤東信号所から百八十一度三十分三千六百六十メートルの地点

三十一 高潮防波堤東信号所から百八十一度三千九十五メートルの地点

三十二 高潮防波堤東信号所から百八十四度三千六百六十メートルの地点

三十三 伊勢湾灯標

三十四 伊勢湾灯標から三百五十三度三十分九百八十メートルの地点

三十五 前号に掲げる地点から三百三一度三十分四千五百二十メートルの地点

三十六 前号に掲げる地点から三十八度三千七百三十メートルの地点

三十七 名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台から二百九十九度四百三十メートルの地点

三十八 名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台から三百十五度三十分四百三十メートルの地点

三十九 名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台から三百十二度三十分八百二十メートルの地点

四十 名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台から三百四十八度千四百十メートルの地点

四十一 名古屋港高潮防波堤中央堤西灯  
台から三百四十九度二千三百十メートル  
の地点  
四十二 名古屋港高潮防波堤中央堤西灯  
台から三百五十九度二千五十メートル  
の地点  
四十三 名古屋港高潮防波堤中央堤西灯  
台から三百五十九度二千五百八メートル  
の地点  
四十四 名古屋港高潮防波堤中央堤西灯  
台から一度二千三百メートルの地点  
四十五 名古屋港高潮防波堤中央堤西灯  
台から一度三千八百四十メートルの地点  
四十六 名古屋港高潮防波堤中央堤西灯  
台から九度三千八百八十メートルの地点  
四十七 名古屋港高潮防波堤中央堤西灯  
台から二十度三十分二千メートルの地点  
四十八 名古屋港高潮防波堤中央堤西灯  
台から三十一度三十分千九百メートルの  
地点  
四十九 金城信号所から二百二十五度九  
百四十メートルの地点  
五十 金城信号所から二百二十八度三  
分七百五十メートルの地点  
五十一 金城信号所から三百二十三度三  
十分二千七百七十メートルの地点  
五十二 金城信号所から三百三十六度三  
十分千九百メートルの地点  
五十三 金城信号所から二百十度三十分  
二百三十メートルの地点  
五十四 金城信号所から百六十七度三  
分二百十メートルの地点  
五十五 金城信号所から三十四度千八  
メートルの地点  
五十六 金城信号所から二十三度三十分  
二千九十九メートルの地点  
五十七 金城信号所から二十五度二千七  
百七十メートルの地点  
五十八 金城信号所から二十一度三十分  
三千七百メートルの地点  
五十九 名古屋北信号所から二百四十四  
度三十分七百九十九メートルの地点  
六十 名古屋北信号所から二百五十九度  
三十分三百四十メートルの地点  
六十一 名古屋港高潮防波堤中央堤西灯  
台から六十三度二千二百メートルの地点  
六十二 高潮防波堤東信号所から三十八  
度三十分四百七十メートルの地点

六十三	高潮防波堤東信号所から二百四 度三十分二百七十メートルの地点
六十四	高潮防波堤東信号所から二百二 十二度九百四十メートルの地点
六十五	名古屋港高潮防波堤中央堤西灯 台から二百十八度九百十メートルの地点
六十六	名古屋港高潮防波堤中央堤西灯 台から二十九度百メートルの地点
六十七	名古屋港高潮防波堤中央堤西灯 台から五十六度三十分千六百十メートル の地点
六十八	次に掲げる地点を順次に結んだ線及び第 一号に掲げる地点と第二十四号に掲げる 地点とを結んだ線により囲まれた海面 (浜寺航路及び堺航路を除く。)
六十九	堺浜寺北防波堤灯台(北緯三十四度 三十三分二十九秒東経百三十五度二十四 分三十四秒)から百八十四度三十分三百 一メートルの地点
七十	二 大阪灯台(北緯三十四度三十八分三 十五秒東経百三十五度二十一分四十五秒) から二百十二度三十分一万千六百五十メー トルの地点
七十一	三 大阪灯台から二百二十度一万千五百 五十メートルの地点
七十二	四 大阪灯台から二百二十六度五千六百 二十メートルの地点
七十三	五 大阪灯台から二百三十度三十分五千 五百二十メートルの地点
七十四	六 大阪灯台から二百三十二度四千八百 五十メートルの地点
七十五	七 大阪灯台から二百二十三度四千六百 七十メートルの地点
七十六	八 大阪南港南防波堤灯台から三百三十 度千六十メートルの地点
七十七	九 大阪南港南防波堤灯台から九十二度 三十分六百十メートルの地点
七十八	十 大阪南港南防波堤灯台から百二十 度三十分五百八十メートルの地点
七十九	十一 大阪南港南防波堤灯台から百十四 度千百六十メートルの地点
八十	十二 大阪南港南防波堤灯台から九十九度 千百八十メートルの地点
八十一	十三 大阪南港南防波堤灯台から三百三 度三十分百分百メートルの地点
八十二	十四 堀川北大和川南防波堤北灯台(北 緯三十四度三十六分十八秒東経百三十五 度三十分百分百メートルの地点

神戸 中央 航路	度二十三分三十七秒から三百五十七度三分三百七十メートルの地点
十八 堀泉北大和川南防波堤北灯台から百五十五度五千三百七十メートルの地点	十九 堀泉北大和川南防波堤北灯台から百十五度三十分三千七百五十メートルの地点
二十 堀泉北大和川南防波堤北灯台から九十一度三十分六百四十メートルの地点	二十一 堀泉北大和川南防波堤北灯台から七十五度三十分二百九十メートルの地点
二十二 堀泉北大和川南防波堤北灯台から三百四十八度七十メートルの地点	二十四 堀浜寺北防波堤灯台から二百六十四度三十分三十三メートルの地点
二十三 堀浜寺北防波堤灯台から二百六十九度三十分千八百十メートルの地点	次に掲げる地点を順次に結んだ線及び第一号に掲げる地点と第八号に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海面（航路を除く。）
一 神戸第七防波堤西灯台（北緯三十四度四十分八秒東經百三十五度十五分十四秒）から三百二十七度三十分八百三十三メートルの地点	二 神戸第七防波堤西灯台から百五十度三十分三千三十メートルの地点
四 平磯灯標（北緯三十四度三十七分十八秒東經百三十五度三分五十五秒）から九十七度一万一千二百三十メートルの地点	三 大阪灯台から二百五十六度六千百メートルの地点
五 平磯灯標から九十二度九千四百三十一メートルの地点	六 神戸第七防波堤西灯台から百七十三度三千七百八十メートルの地点

二十一 門司船舶通航信号所から一百五十九度千七百四十メートルの地点  
二十二 門司船舶通航信号所から二百五十六度三十分三千二百メートルの地点  
二十三 門司船舶通航信号所から二百八十九度三十分千八百八十メートルの地点  
二十四 門司船舶通航信号所から二百八十九度三百メートルの地点  
二十五 門司船舶通航信号所から二百九十一度三千百九十メートルの地点  
二十六 門司船舶通航信号所から二百八十八度三千三百五十メートルの地点  
二十七 若松洞海湾口防波堤灯台から百四十五度三十分二千七百七十メートルの地点  
二十八 若松洞海湾口防波堤灯台から百四十一度二千七百七十メートルの地点  
二十九 若松洞海湾口防波堤灯台から百四十二度二千五百七十メートルの地点  
三十 若松洞海湾口防波堤灯台から百四十八度二千六百七十メートルの地点  
三十一 若松洞海湾口防波堤灯台から百四十四度二千六百四十メートルの地点  
三十二 若松洞海湾口防波堤灯台から百四十五度二千三百八十メートルの地点  
三十四 若松洞海湾口防波堤灯台から二百五十六度千六百メートルの地点  
三十五 若松洞海湾口防波堤灯台から二百五十七度千五百九十八メートルの地点  
三十六 若松洞海湾口防波堤灯台から二百五十八度三千五百九十九メートルの地点  
三十七 若松洞海湾口防波堤灯台から三百五十九度千八百八十一メートルの地点  
三十八 若松洞海湾口防波堤灯台から三百五十九度六十一メートルの地点  
四十 若松洞海湾口防波堤灯台から三百五十九度三百メートルの地点  
四十一 若松洞海湾口防波堤灯台から二百五十九度六千二百八十メートルの地点  
四十二 若松洞海湾口防波堤灯台から二百五十九度三千二百六十メートルの地点  
四十三 若松洞海湾口防波堤灯台から二百八十六度三十分三千六百十メートルの地点

四十四 若松洞海湾口防波堤灯台から三百四十度二千七百二十メートルの地点  
四十五 和合良島島頂から二百五十七度二千八百五十メートルの地点  
四十六 和合良島島頂から二百五十七度百五十メートルの地点  
四十七 若松洞海湾口防波堤灯台から三百四十度二千七百七十メートルの地点  
四十八 若松洞海湾口防波堤灯台から二千三百四十九度三十分二千九百九十一メートルの地点  
四十九 六連島ウドノ島から二百五十七度四百八十九メートルの地点から百三十三度六百メートルの地点  
五十 六連島灯台から百九十六度三十分三千三百四十四メートルの地点  
五十一 六連島灯台から百七十二度六百九十メートルの地点  
五十二 六連島灯台から七十三度百六十メートルの地点  
五十三 六連島灯台から三度三十分に引いた線と閨門港の境界線とが交わる地点  
五十四 六連島灯台から三十七度三十分に引いた線と閨門港の境界線とが交わる地点  
五十五 六連島灯台から七十六度千七百メートルの地点  
五十六 次号に掲げる地点から四十二度四千三百七十九メートルの地点  
五十七 竹ノ子島台場鼻から三百十度三百七十メートルの地点  
五十八 若松洞海湾口防波堤灯台から六十八度千九百十メートルの地点  
五十九 若松洞海湾口防波堤灯台から八十九度二千七百二十メートルの地点  
六十 門司船舶通航信号所から三百二十三度二千九百三十メートルの地点  
六十一 門司船舶通航信号所から三百二十四度二千四百八十メートルの地点  
六十二 門司船舶通航信号所から三百三十三度三十分千六百二十メートルの地点  
六十三 門司船舶通航信号所から三百四十六度千六百八十メートルの地点  
六十四 門司船舶通航信号所から三百五十三度千七百メートルの地点  
六十五 門司船舶通航信号所から七度三分十度千六百八十メートルの地点  
六十六 門司船舶通航信号所から十三度三十分千八百九十メートルの地点

区域	別表第六 (第二十一条の六関係)	浜 京 称 名 の 港
J E R A 扇島 L N G バース灯 (北緯三十五度二十八分十五秒 東經百三十九度四十四分二十秒) を中心とする半径三千七百メートルの円弧のうち同灯からそれぞれ五十四度及び百六十八度に引いた線以東の部分、東京ガス扇島 L N G バース灯 (北緯三十五度二十七分四十三秒 東經百三十九度四十三分八秒) を中心とする半径三千七百メートルの円弧のうち同灯からそれぞれ百三十五度三十分及び百八十三度に引いた線以東の部分、黄兵大黒房芝是西	六十七 門司埼灯台から二百二十二度四千二百二十メートルの地点 六十八 門司埼灯台から二百二十八度三分三十九百八十メートルの地点 六十九 門司埼灯台から二百四十度三千四百十メートルの地点 七十 門司埼灯台から二百三十八度三千二百五十メートルの地点 七十一 門司埼灯台から二百三十七度二千八百四十メートルの地点 七十二 門司埼灯台から二百三十九度二千三百六十メートルの地点 七十三 門司埼灯台から二百四十四度二千メートルの地点 七十四 門司埼灯台から二百五十七度九百メートルの地点 七十五 門司埼灯台から三百二十五度五百七十メートルの地点 七十六 門司埼灯台から三十度千八十八度四千メートルの地点 七十七 部埼灯台から三百二十四度三十分四千五十メートルの地点 七十八 部埼灯台から三百三十八度四千二十メートルの地点 七十九 部埼灯台から三百四十度三千八百七十メートルの地点 八十 部埼灯台から三百四十三度四千三十メートルの地点 八十一 次号に掲げる地点から三百三十九度三千五十メートルの地点 八十二 部埼灯台から五十六度三十分干九百五十メートルの地点	

灯台から百九十四度四千二百四十メートルの地点を中心とする半径三千七百メートルの弧のうち同地点からそれぞれ五十八度及び十六度に引いた線以東の部分、第一号及び第二号に掲げる地点を結んだ線、第三号及び第四号に掲げる地点を結んだ線、第五号及び第六号に掲げる地点を結んだ線、第七号から第九号までに掲げる地点を順次に結んだ線、第十号から第十二号までに掲げる地点を順次に結んだ線並びに陸岸により囲まれた海面
一 横浜大黒防波堤西灯台から百四十九度三十分五千二百二十メートルの地点
二 横浜大黒防波堤西灯台から百七十八度三十分四千四百九十メートルの地点
三 横浜大黒防波堤西灯台から百九十一度四千四百四十メートルの地点
四 横浜大黒防波堤西灯台から百九十七度三十分四千百二十メートルの地点
五 横浜大黒防波堤西灯台から二百十八度三十分九百七十メートルの地点
六 横浜大黒防波堤西灯台から四十度二百六十メートルの地点
七 横浜大黒防波堤東灯台から二百四十七度三十分六百五十メートルの地点
八 横浜大黒防波堤東灯台
九 川崎扇島南西端（北緯三十五度二十七分五十二秒）
十 川崎扇島南東端（北緯三十五度二十八分三十七秒）
十一 川崎東扇島防波堤西灯台（北緯三十五度二十八分五十一秒）
十二 川崎東扇島防波堤東灯台から二百四十度千百二十メートルの地点
十三